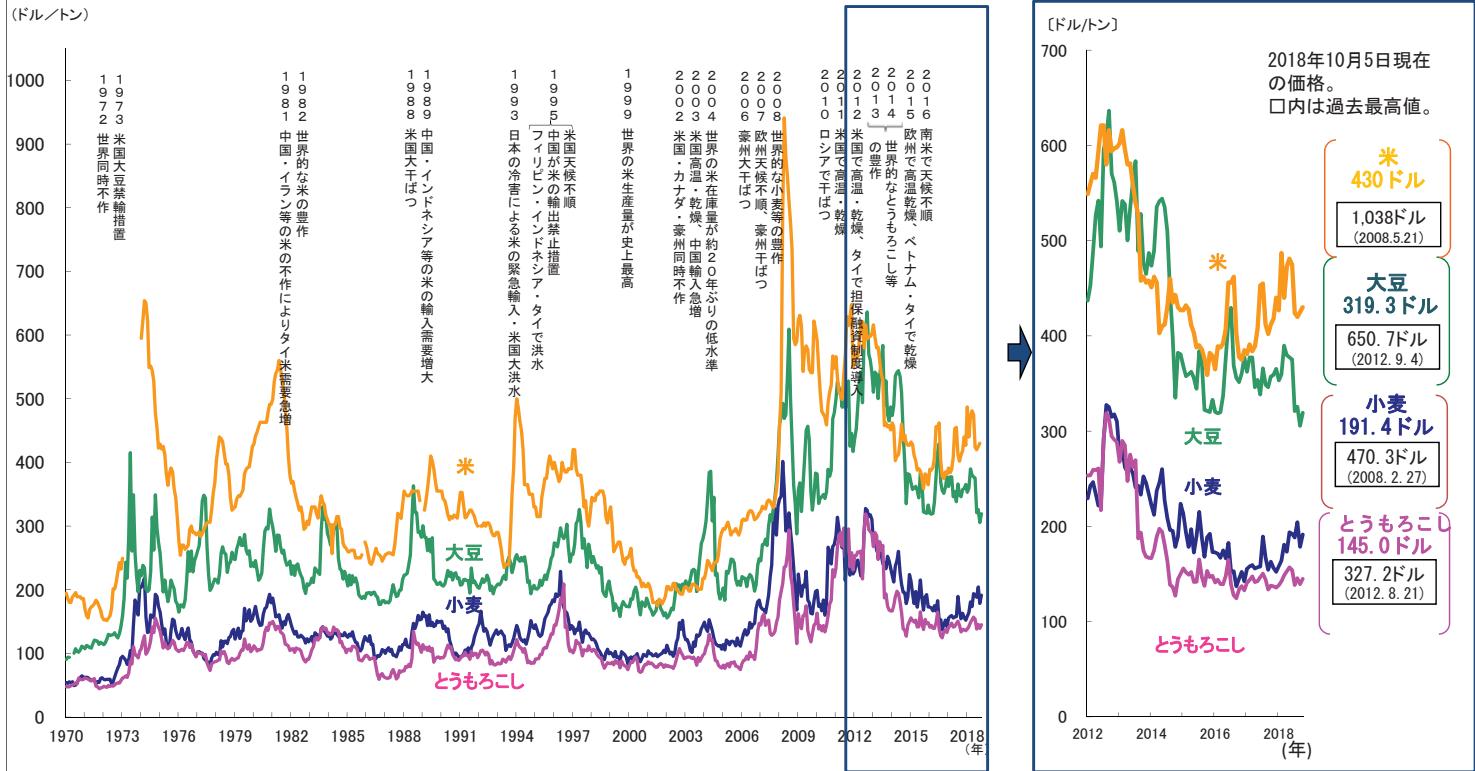


食料安全保障と農政の課題

平成30年11月
MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

I 世界の食料事情

世界の農産物価格の動向



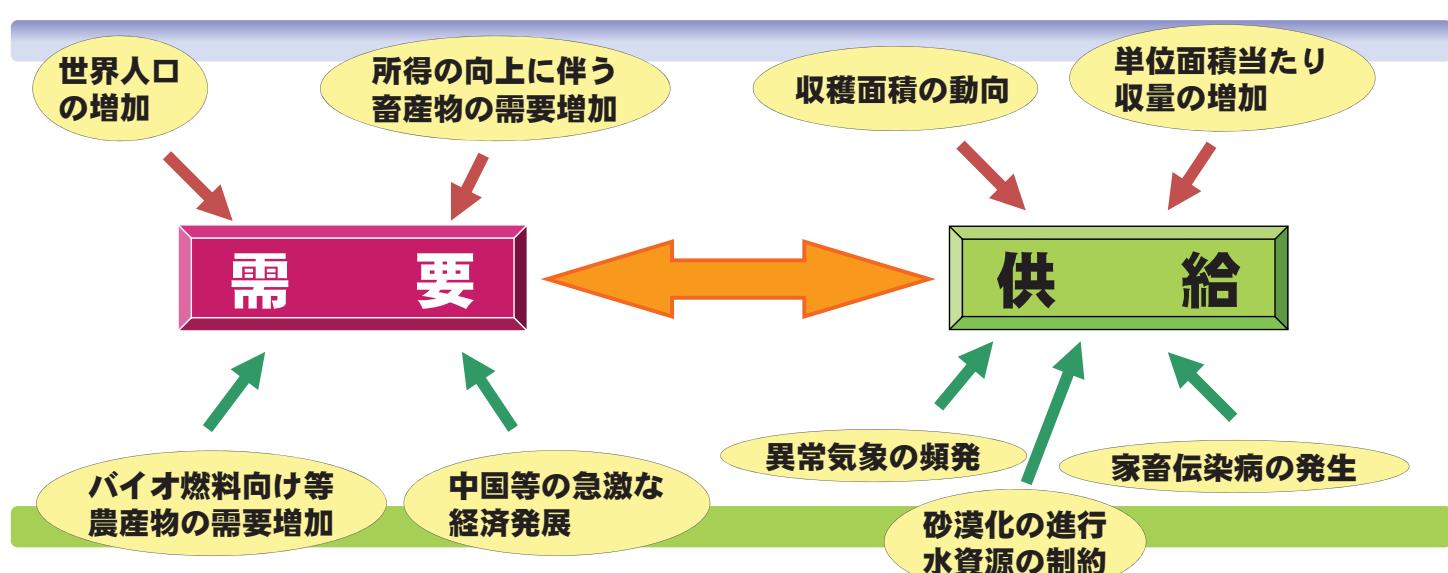
注1：小麦、とうもろこし、大豆は、シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格(セツルメント)である。米は、タイ国家貿易取引委員会公表による各月第1水曜日のタイうるち精米100%2等のF.O.B価格である。

注2：過去最高価格については、米はタイ国家貿易取引委員会の公表する価格の最高価格、米以外はシカゴ商品取引所の全ての取引における期近終値の最高価格。

2

世界の食料需給を決める要因

基礎的な要因

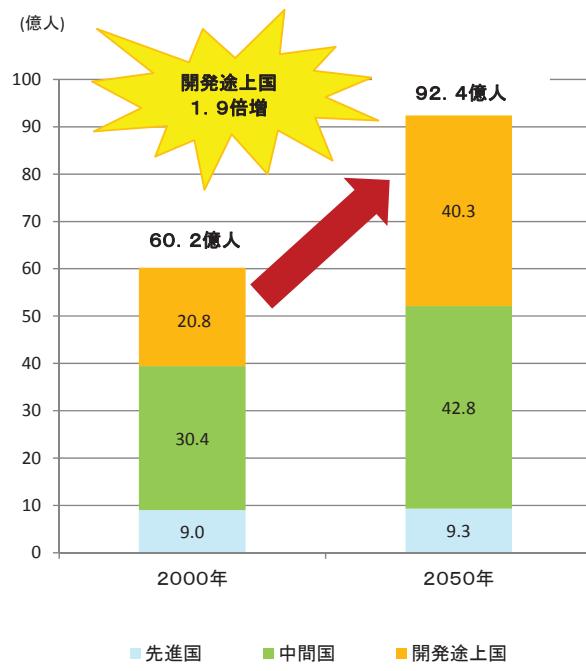


近年、大きな影響を与えていたり要因

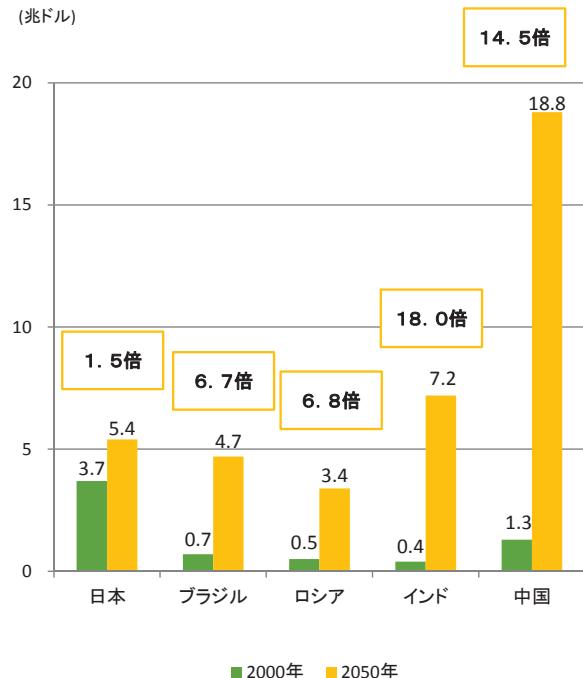
3

途上国を中心とした人口増加、所得向上

所得階層別の将来人口の変化



我が国及びBRICs諸国のGDP



資料：農林水産省「2050年における世界の食料需給見通し」ベースライン予測結果（2012年6月）

注：所得階層区分は、2000年の世界銀行データを基に、1人あたりGNIで、開発途上国（755ドル以下）、中間国（756-9,265ドル）、先進国（9,266ドル以上）とした。

4

畜産物の生産には多くの穀物が必要

畜産物1kgの生産に必要な穀物量



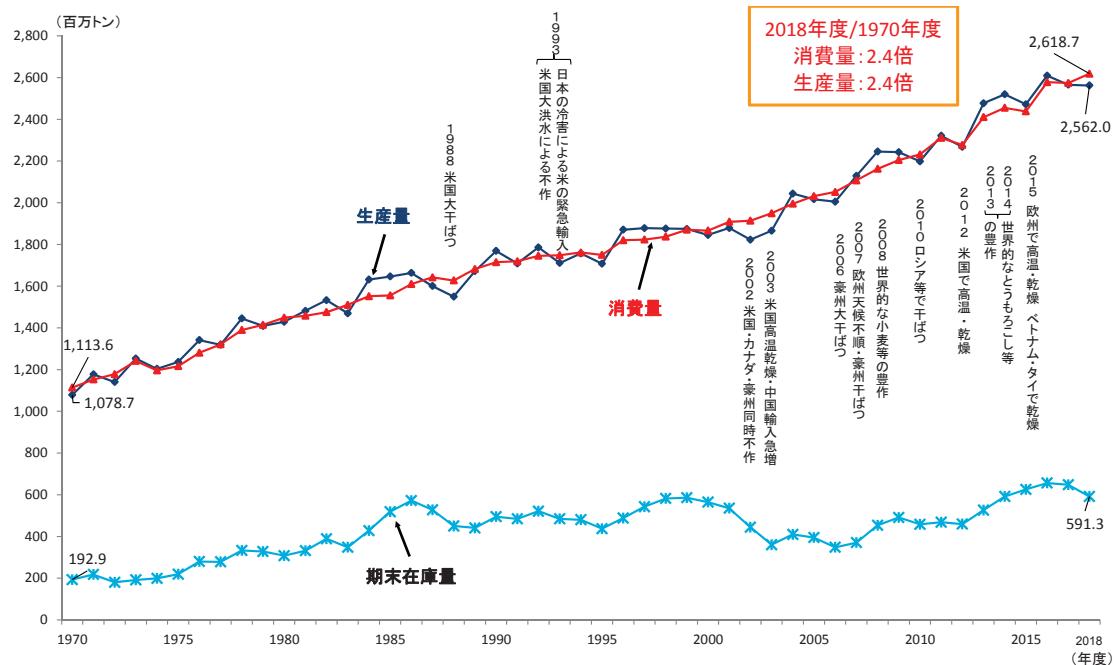
注：日本における飼養方法を基にしたとうもろこし換算による試算。

5

穀物の消費量、生産量の動向

- 世界の穀物消費量は、途上国の人団増、所得水準の向上等に伴い増加傾向で推移してきた。2018年度は1970年度に比べ2.4倍の水準に増加している。
- 生産量は、消費量の増加に対応して増加している。

【図】穀物の需給の推移



資料:USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates」及び「PS&D」(2018年10月18日)を基に農林水産省で作成。

注：米、小麦、とうもろこし、大麦、ライ麦、えん麦、ソルガム、キビ及び雑穀の合計。消費量は「PS&D」の各年度の「期首在庫量+生産量-期末在庫量」により算出。なお、グラフ中の「1970」年度とは、「PS&D」の「1970/71」市場年度である(以降の年度も同様)。また、2016年度までは実績値、2017年度は見通し、2018年度は予測値である。

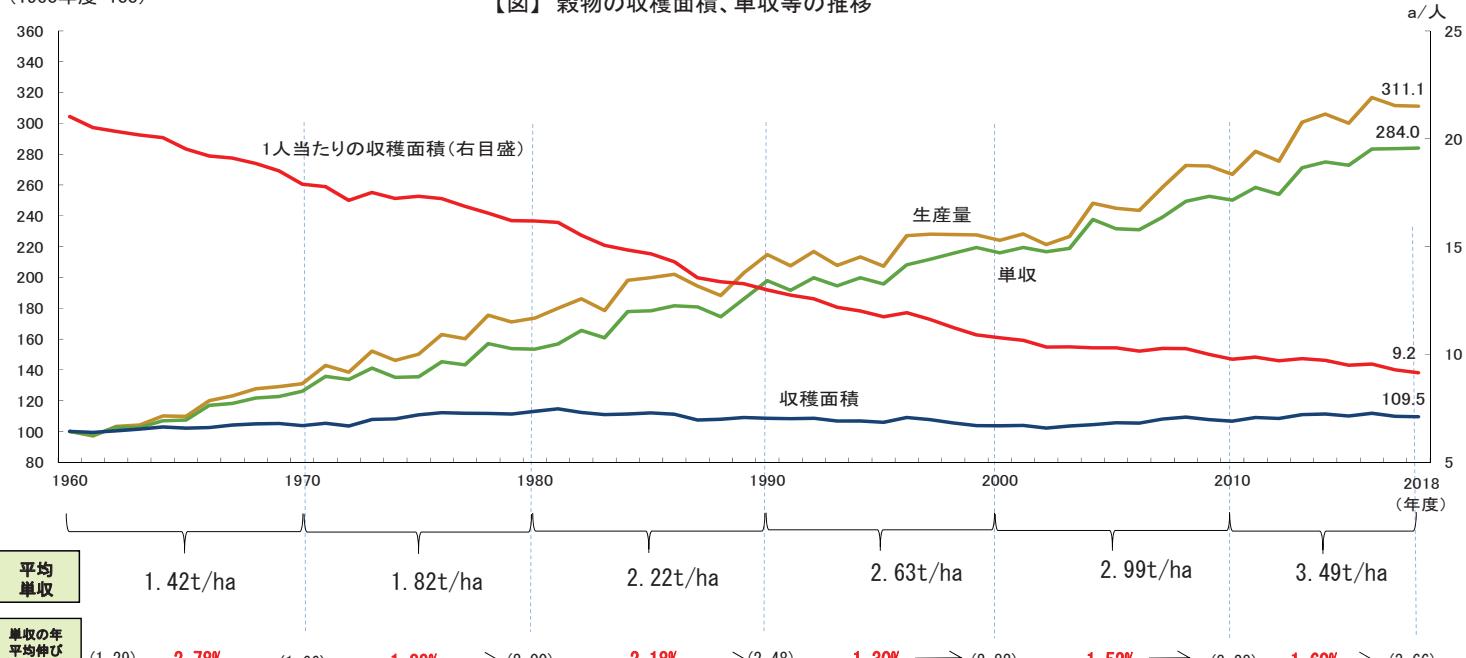
6

単収の向上に支えられてきた穀物生産量の増加

- 世界の穀物の生産量の増加は、これまで単収の向上に支えられてきた。
- 収穫面積は、過去60年間、ほぼ一定となっている一方、1人当たり収穫面積は人口増加により減少傾向が続いている。

(1960年度=100)

【図】穀物の収穫面積、単収等の推移



資料：USDA「PS&D」(2018年10月18日)、国連「World Population Prospects : The 2017 Revision」を基に農林水産省で作成。

注：米、小麦、とうもろこし、大麦、ライ麦、えん麦、ソルガム、キビ及び雑穀の合計。なお、グラフ中の「1960」年度とは、「PS&D」の「1960/61」市場年度である(以降の年度も同様)。また、生産量、単収及び収穫面積は1960年度を100とした場合の指数であり、2016年度までは実績値、2017年度は見通し、2018年度は予測値である。

平均単収は1960年度以降10年ごとの平均値、2010年度以降は2018年度までの平均値である。

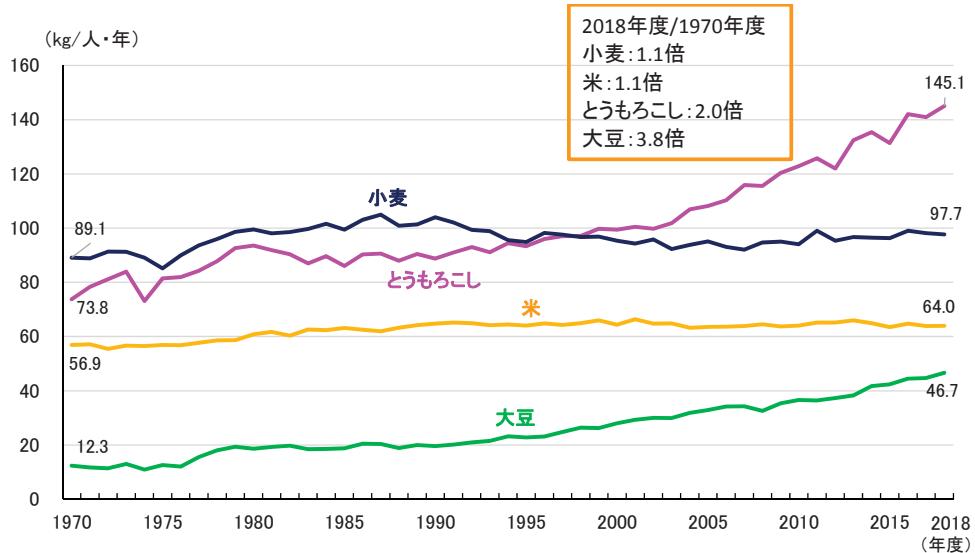
また、単収の年平均伸び率欄に()付きで記載している数値はその前後3年の平均単収(ただし1960年度は1960, 61, 62年度の、2018年度は2016, 17, 18年度の平均単収)であり、年平均伸び率はその幾何平均とした。

7

小麦、米、とうもろこし及び大豆の1人1年当たり消費量の推移

- 1人1年当たり消費量をみると、小麦及び米はほぼ横ばいで推移している。一方、とうもろこし及び大豆は、飼料需要、搾油需要、バイオ燃料用需要等の増加に伴い、2018年度は1970年度に比べ、とうもろこしは2.0倍、大豆は3.8倍に増加している。

【図】1人1年当たり消費量の推移



資料:USDA「PS&D」(2018年10月18日)、国連「World Population Prospects : The 2017 Revision」を基に農林水産省で作成。

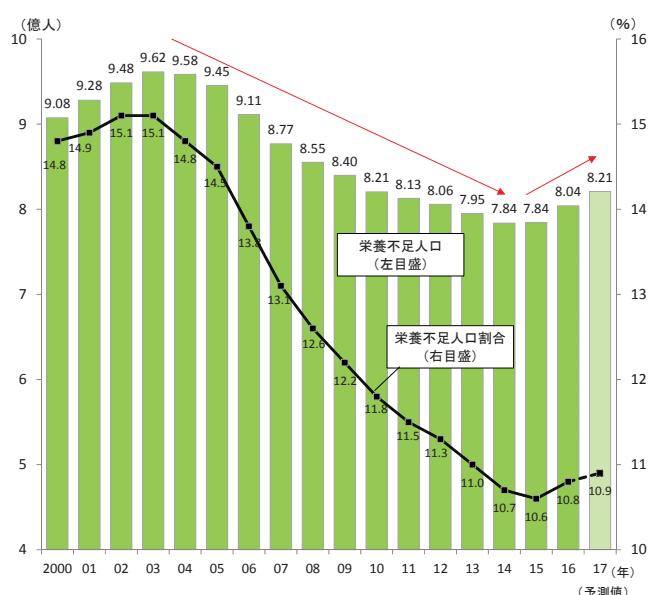
注:1人当たり消費量は、「PS&D」の各年度の「期首在庫量+生産量-期末在庫量」により算出した消費量を、「World Population Prospects: The 2017 Revision」の各年の人口で除して算出。なお、グラフ中の「1970」年度とは、「PS&D」の「1970/71」市場年度である(以降の年度も同様)。また、2016年度までは実績値、2017年度は見通し、2018年度は予測値である。

8

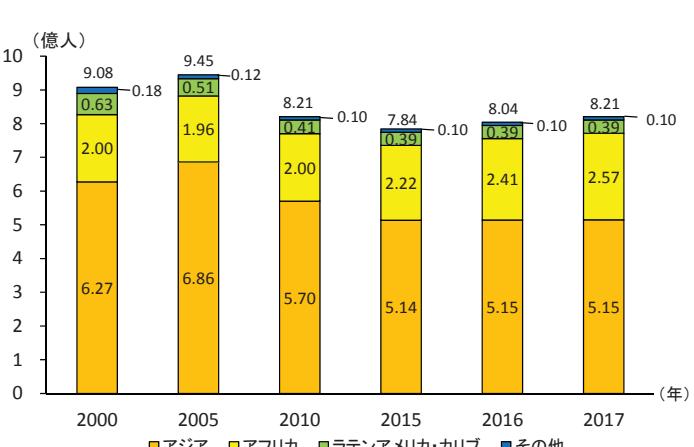
高水準の栄養不足人口

- 世界の栄養不足人口は2004年以降、2014年まで減少傾向で推移してきたが、紛争、景気後退や、干ばつ・洪水等の気象被害により、2015年以降は増加に転じている。2017年は約8億2,100万人で世界人口の10.9%に相当する。
- 地域別にみると、アジア及びアフリカに多く、特にアフリカで増加傾向が続いている。

【図1】世界の栄養不足人口の推移（2017年は予測）



【図2】世界の地域別栄養不足人口の推移（2017年は予測）



資料: FAOSTATを基に農林水産省で作成。

食料をめぐる暴動

2008年、2010年など世界的な食料危機の際に、開発途上国を中心に抗議運動や暴動が発生した。今後も、食料価格が高騰すれば、抗議運動や暴動の発生が懸念される。

資料:FAO, IFAD, UNICEF, WFP and WHO「The State of Food Security and Nutrition in the World 2018」、FAOSTATを基に農林水産省で作成。

9

気候変動に起因する食料生産への影響

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が公表した第5次評価報告書では、科学的文献で報告された過去数十年間における気候変動に起因する影響を発表。

一般的には、気候変動による影響はプラス面、マイナス面の両方が存在。

○ 作物については、単収へのプラス面の影響に比べ、マイナスの影響がより一般的。

○ 小麦・とうもろこしについては、気候変動が単収にマイナスの影響を及ぼすが、米と大豆についての影響は比較的小さい。

プラス面:青色

(適応策に伴うプラスの影響含む)

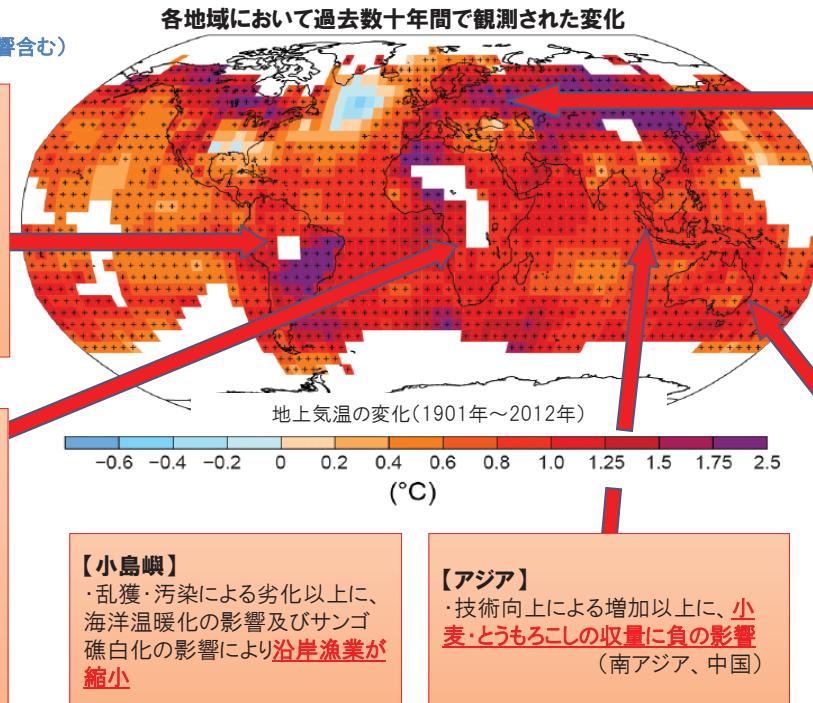
マイナス面:赤色

【中央・南アメリカ】

・水不足により、農民の生計がよ

り不安定化 (ボリビア)

・技術向上による増加以上に、農業生産性の向上・農地増加 (南アメリカ南東部)



【アフリカ】

・水資源の変化に対し、ストレス耐性品種、かんかい・観測システムの強化等で対応 (南アフリカ)

・漁業管理・土地利用による変化以上に、漁業生産性が低下 (アフリカ大湖沼・ガリバ湖)

・サヘル地域における果樹の減少 (サハラ砂漠南縁部)

【小島嶼】

・乱獲・汚染による劣化以上に、海洋温暖化の影響及びサンゴ礁白化の影響により沿岸漁業が縮少

【アジア】

・技術向上による増加以上に、小麦・とうもろこしの収量に負の影響 (南アジア、中国)

【ヨーロッパ】

・技術向上にも関わらず、ここ数十年小麦の単収が停滞 (いくつかの国々)

・技術向上による増加以上の作物単収の上昇 (北ヨーロッパ)

・ブルータンクウイルス(注)が蔓延 (一部の国)

(注) 热帯・亜热帯・温帯地域に分布し、牛、水牛、鹿、山羊等の反芻動物に発生

【豪州及びニュージーランド】

・管理改善による進歩以上に、ここ数十年におけるワイン用ブドウの成熟が早期化

・政策、市場、短期的な気候変異による変化以上に、豪州における農業活動が移転または多様化

・オーストラリア南東部で、気温上昇による干ばつの発生

(豪州)

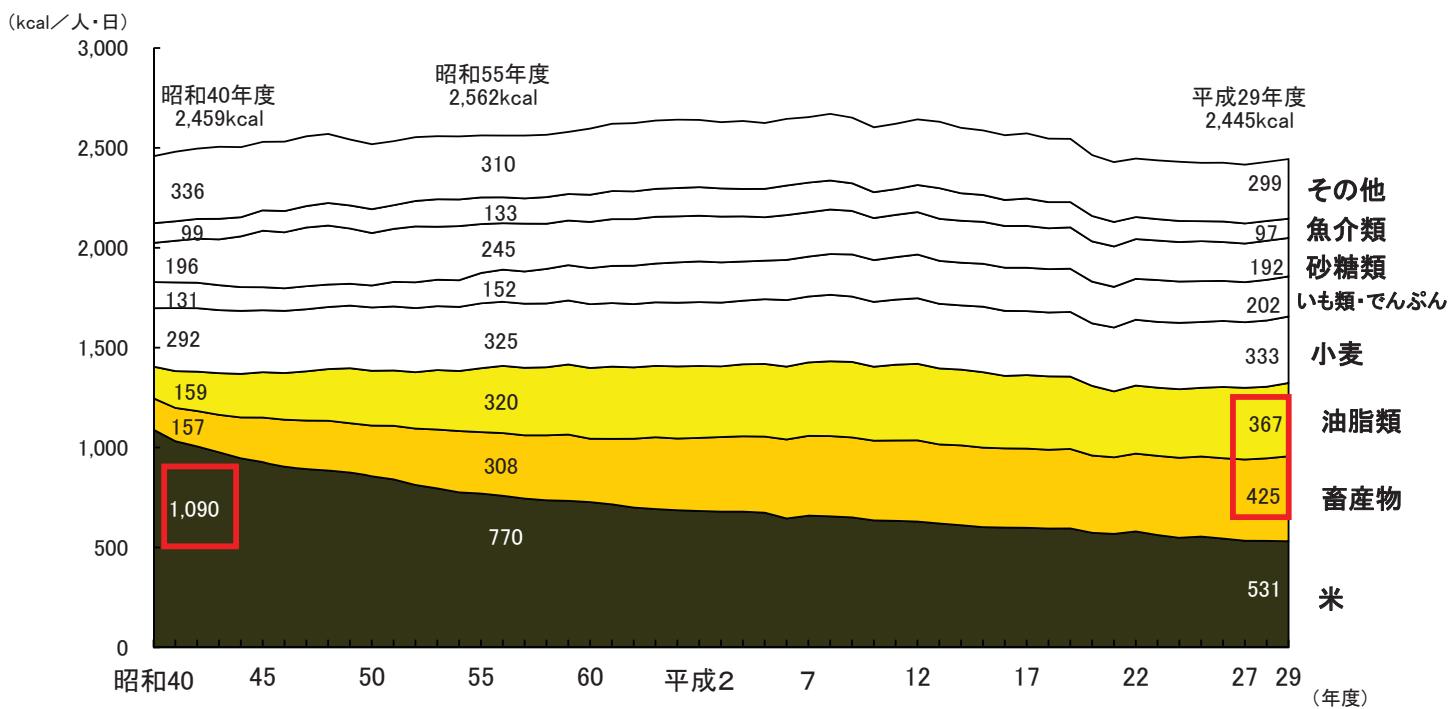
資料:IPCC第5次評価報告書を基に農林水産省で作成。

10

II 国内の食料事情

11

食料消費構造の変化と食料自給率の変化



品目別自給率(供給熱量ベース)

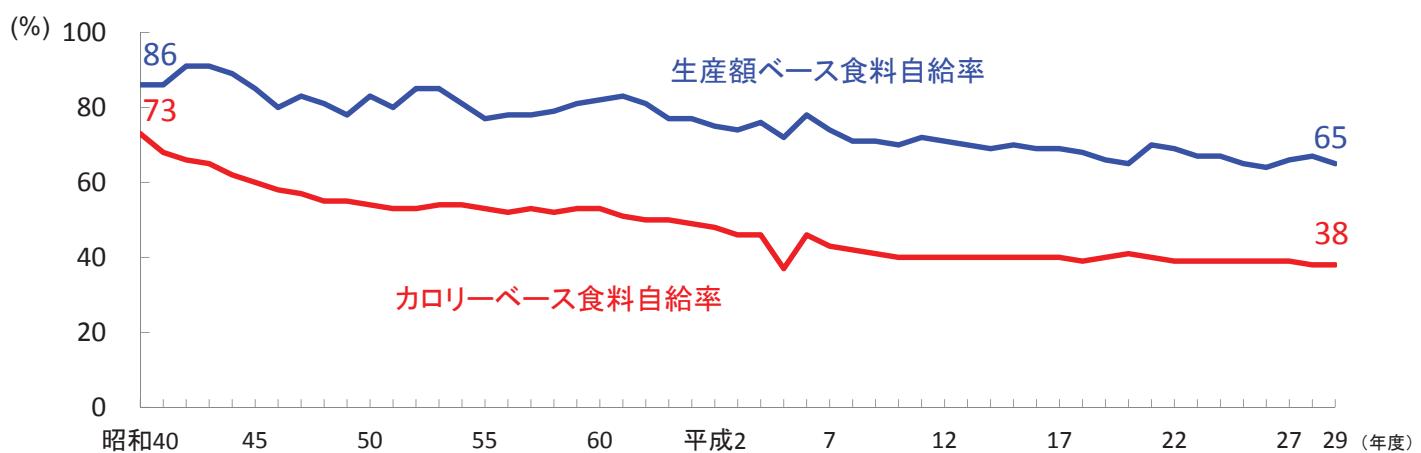
	米	小麦	いも類・でんぶん	畜産物	砂糖類	油脂類	魚介類
昭和40年度	100%	28%	87%	47%	31%	33%	110%
平成29年度	97%	14%	23%	16%	32%	3%	59%

※ 畜産物については、飼料自給率を反映して計算

12

昭和40年度以降の食料自給率の推移

- 我が国の食料自給率は、自給率の高い米の消費が減少し、飼料や原料を海外に依存している畜産物や油脂類の消費量が増えてきたことから、長期的に低下傾向で推移してきましたが、カロリーベースでは近年横ばい傾向で推移しています。

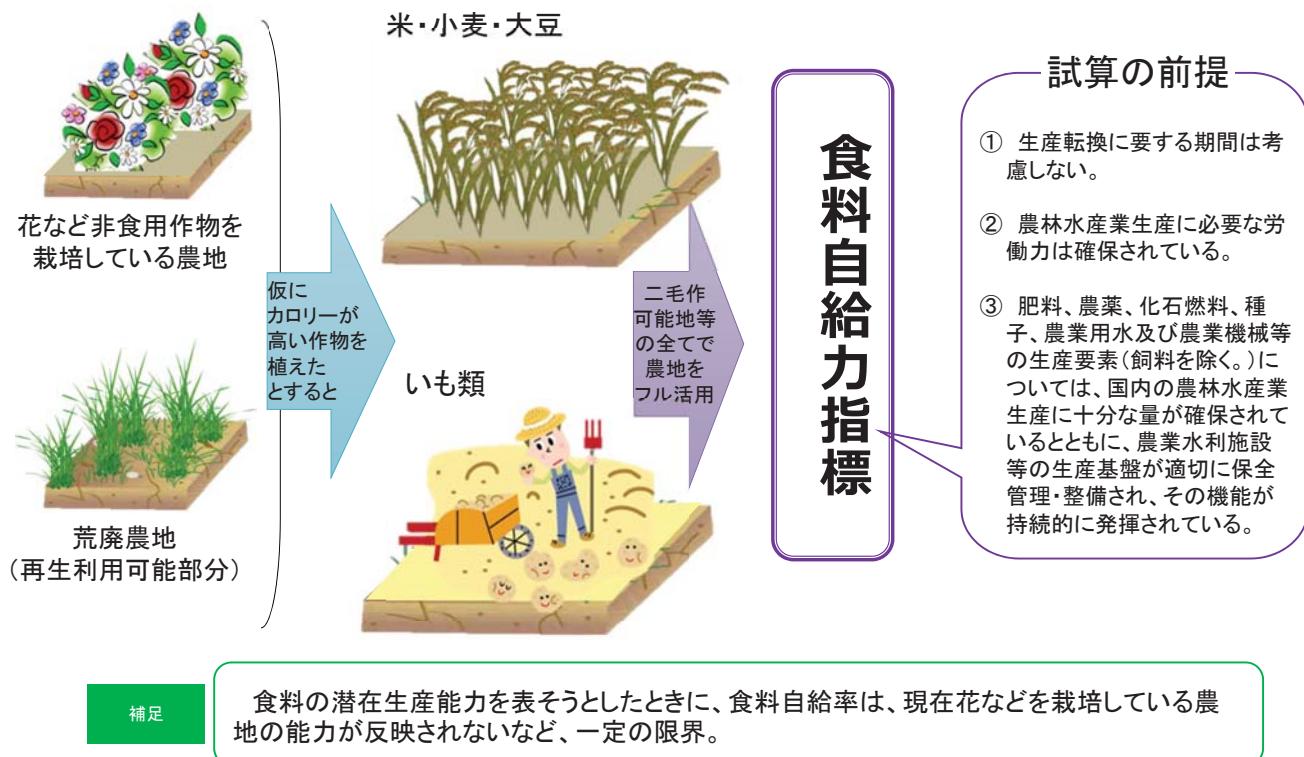


年度	S40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	
カロリーベース	73	68	66	65	62	60	58	57	55	55	54	53	53	54	54	53	52	53	52	53	51	50	50	49	48		
生産額ベース	86	86	91	91	89	85	80	83	81	78	83	80	85	85	81	77	78	78	79	81	82	83	81	77	75		
年度	H3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	(概算)
カロリーベース	46	46	37	46	43	42	41	40	40	40	40	40	40	40	40	39	40	41	40	39	39	39	39	38	38	38	
生産額ベース	74	76	72	78	74	71	71	70	72	71	70	69	70	69	69	68	66	65	70	69	67	67	65	64	66	67	65

13

食料自給力指標の考え方

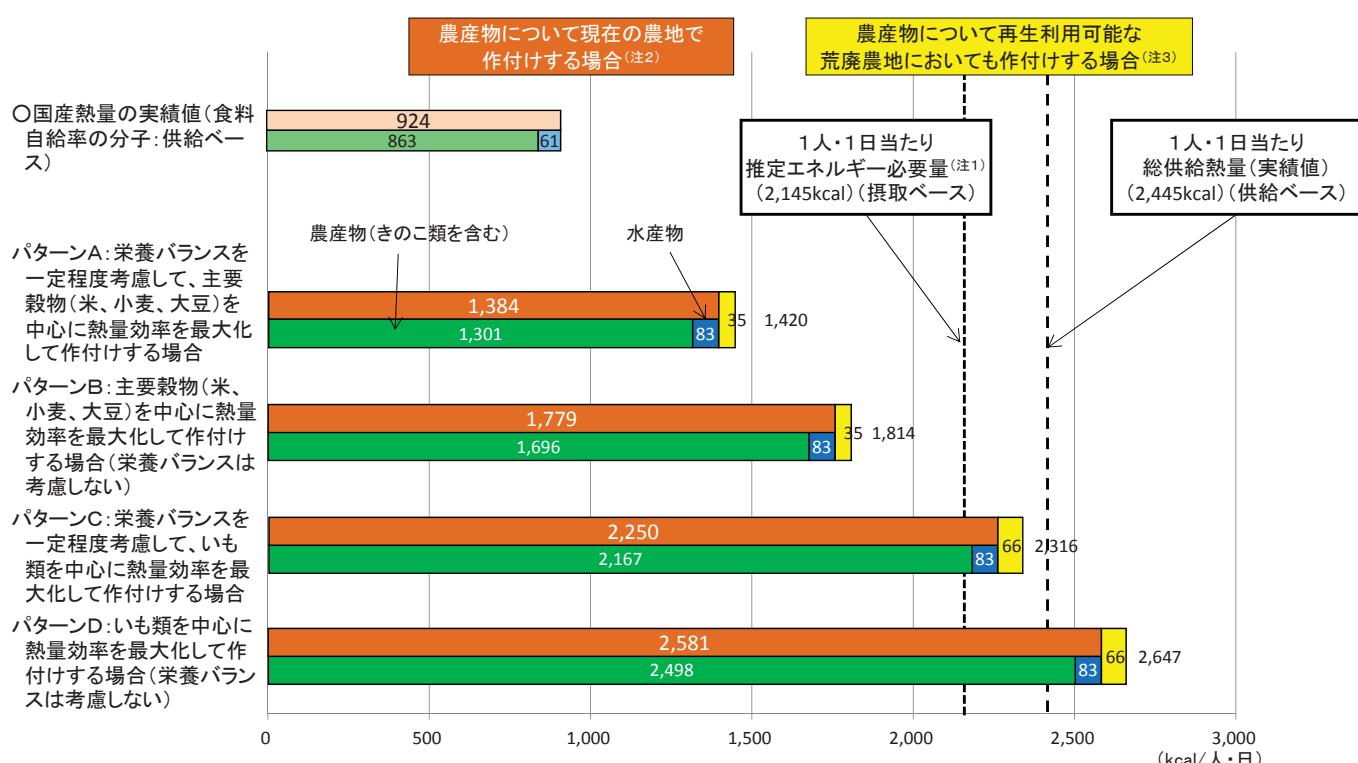
- 食料自給力指標とは、「国内生産のみでどれだけの食料(カロリー)を最大限生産することが可能か」(食料の潜在生産能力)を試算した指標です。



14

平成29年度食料自給力指標

- 米・小麦・大豆中心型(パターンA・B)では推定エネルギー必要量(2,145kcal)を下回るもの、いも類中心型(パターンC・D)では推定エネルギー必要量を上回っています。



注1:1人・1日当たり推定エネルギー必要量とは、「比較的に短期間の場合には、『そのときの体重を保つ(増加も減少もない)ために適当なエネルギー』」の推定値をいう。

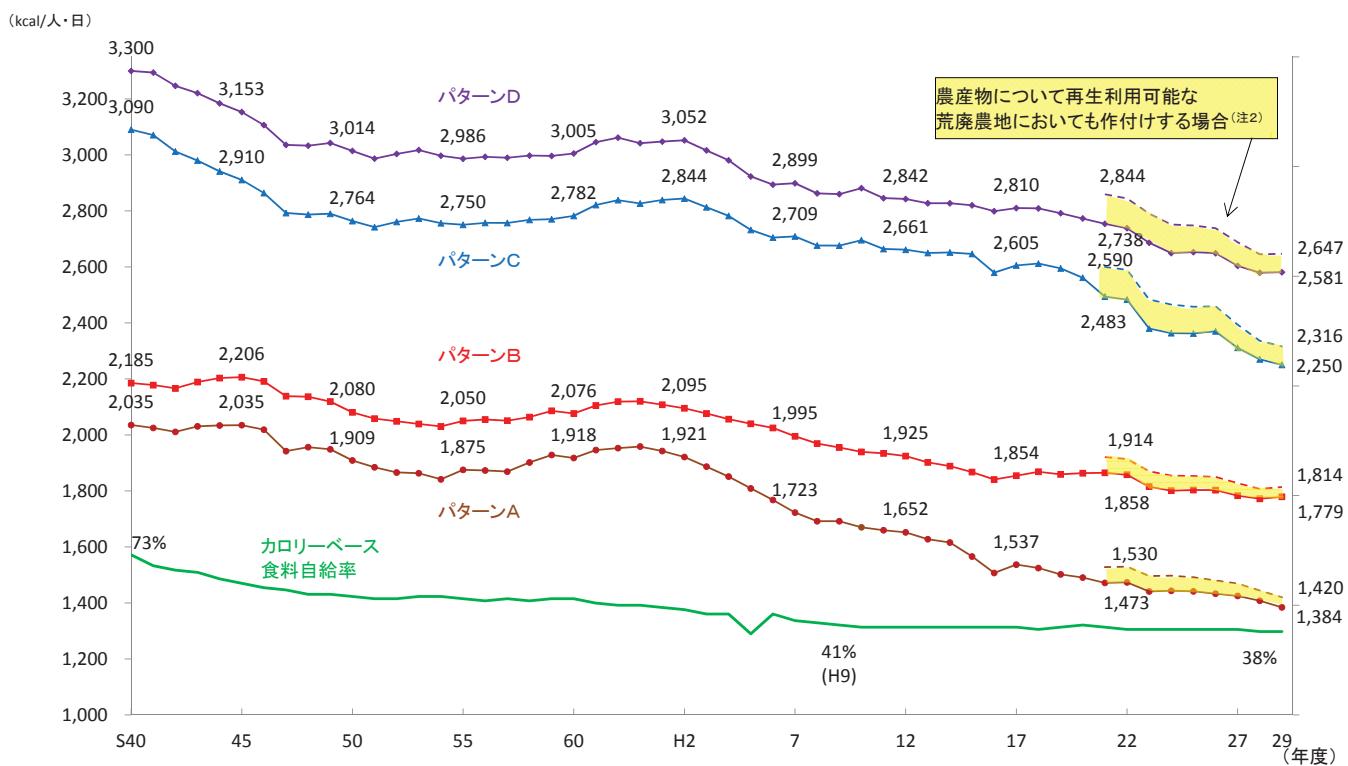
注2:「農産物について現在の農地で作付けする場合」の面積は444万ha(平成29年度耕地面積統計)。

注3:「農産物について再生利用可能な荒廃農地においても作付けする場合」は、再生利用可能な荒廃農地面積10万ha(平成28年)を計算に使用した。

15

昭和40年度以降の食料自給力指標の推移

- 食料自給力指標は、農地面積の減少、面積当たり収穫量の伸び悩み等から、低下傾向で推移しています。



注1：食料自給力指標は、平成28年度までは確定値、平成29年度は概算値。

注2：「農産物について再生利用可能な荒廃農地においても作付けする場合」は、再生利用可能な荒廃農地面積10万ha(平成28年)を計算に使用した。

16

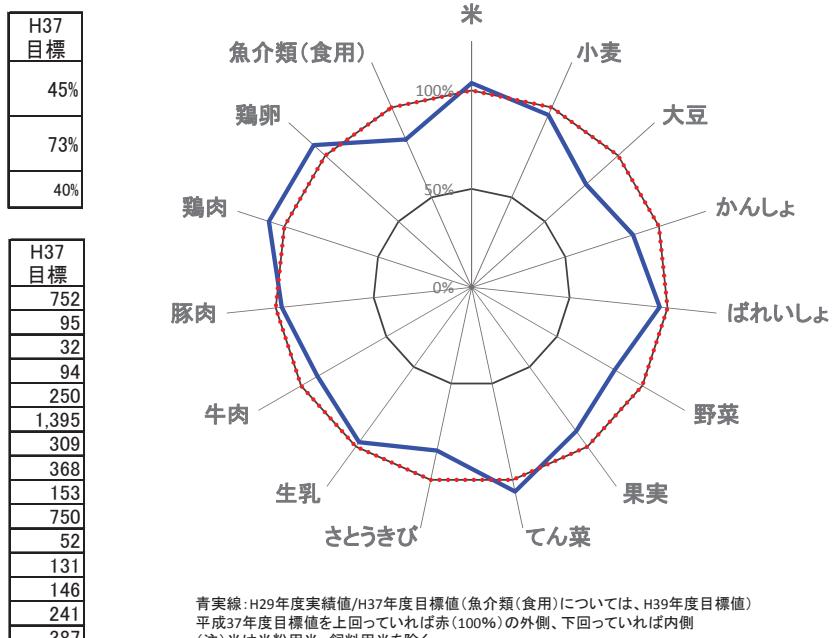
生産努力目標の達成状況

- 食料自給率目標は、主要品目の生産努力目標を前提としています。平成29年度に、既に目標水準を上回っている品目もありますが、下回っている品目については、目標の達成に向けた課題にさらに取り組む必要があります。

【生産努力目標と生産量の実績値】

	H25 基準年	H26	H27	H28	H29
カロリーベース 食料自給率	39%	39%	39%	38%	38%
生産額ベース 食料自給率	65%	64%	66%	67%	65%
飼料自給率	26%	27%	28%	27%	26%

【生産努力目標の達成状況】



単位：万トン

(注1)米は米粉用米、飼料用米を除く

(注2)魚介類(食用)の目標値については、平成29年に策定された水産基本計画において

設定された平成39年度における目標値

17

食料自給率の計算における飼料自給率の取扱いについて

- 食料自給率については、畜産物において、飼料自給率を反映して計算しています(平成29年度飼料自給率:26%)。その結果、畜産物の食料自給率、特にカロリーベースについては、実際の国産畜産物の生産量で計算された食料自給率よりも低く算出されています。
- このような計算方法は、「国内生産」を厳密に捉える面で有効ですが、
 - ① 国内で畜産物が相当量生産されているにもかかわらず、そのことが食料自給率上見えない
 - ② 高品質な畜産物の生産に取り組む畜産業を営む者の生産努力が反映されないといった問題があります。
- このため、平成29年度の食料自給率の公表に合わせて、飼料自給率を反映しない数値も参考値として示すこととした。

<飼料自給率を反映しない食料自給率(平成29年度)>

	カロリーベース	生産額ベース
畜産物の自給率	62% (16%)	69% (59%)
総合食料自給率	46% (38%)	68% (65%)

(注) ()内の%は、飼料自給率を反映した数値。

18

総合的な食料安全保障の確立

- 国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることにより確保することが必要である。
- また、不測の事態に備え、平素から食料供給に係るリスクの分析・評価を行うとともに、我が国の食料の安定供給への影響を軽減するための対応策を検討・実施することにより、総合的な食料安全保障の確立を図る。

(1) 食料安全保障の確立に向けた取組

① 国内の農業生産の増大

- ・国内外での国産農産物の消費拡大や食育の推進
- ・消費者ニーズに対応した麦、大豆の生産拡大や飼料用米の推進
- ・付加価値の高い農産物の生産・販売や輸出の促進
- ・優良農地の確保や担い手の育成の推進 等



② 輸入穀物等の安定供給の確保

- ・輸入相手国との良好な関係の維持・強化
- ・食料の安定供給に資する国際交渉
- ・関連情報の収集・分析、定期的な情報発信 等



③ 備蓄の推進

- ・米、小麦及び飼料穀物の適正な備蓄水準の確保 等

(2) 不測時に備えた食料安全保障

- リスクを洗い出し、そのリスクごとの影響度合、発生頻度、対応の必要性等について定期的に検証
- 主要な不測の事態を想定した具体的な対応手順を検証

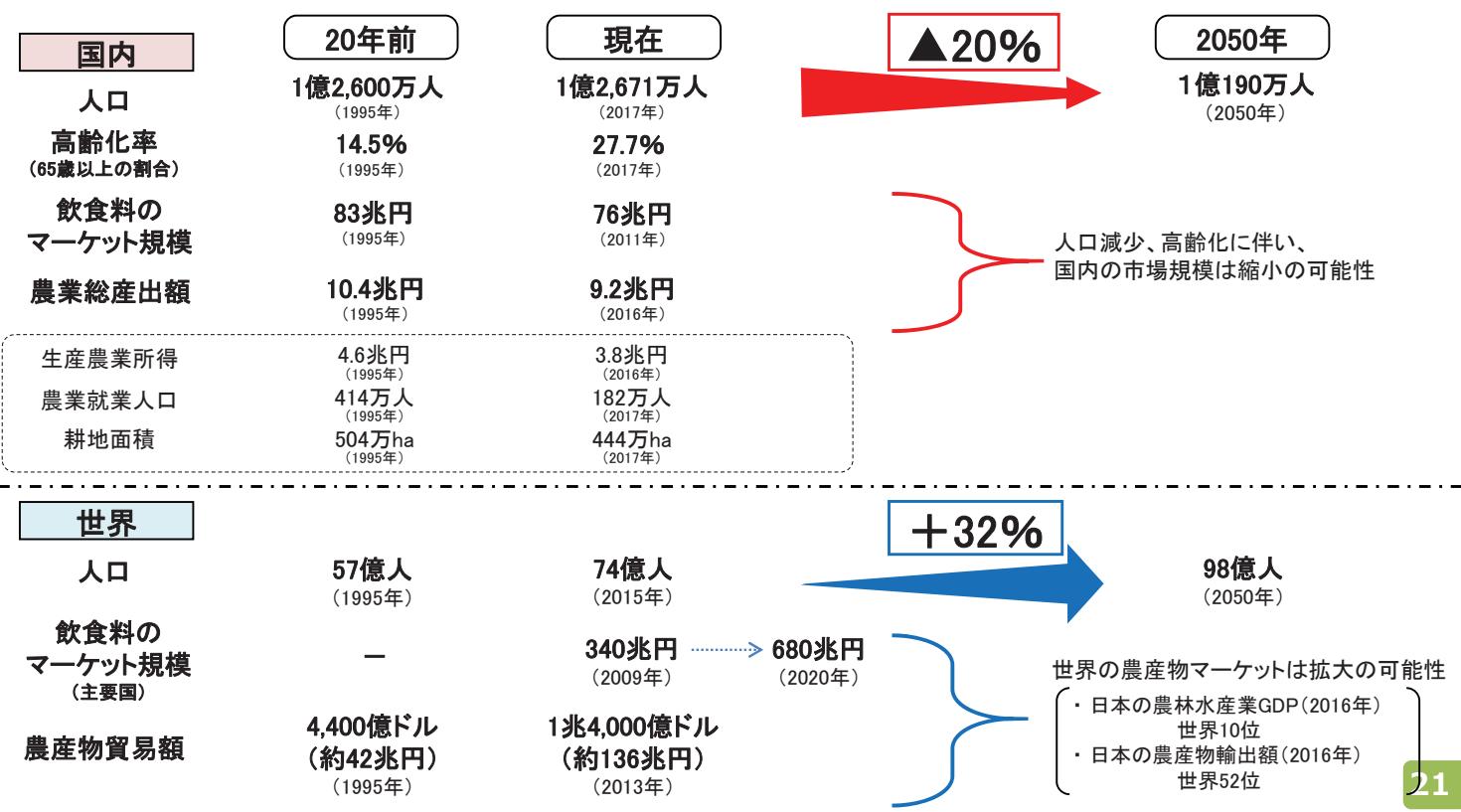
19

III 日本の農業の課題と展開方向

20

農政を取り巻く状況の変化

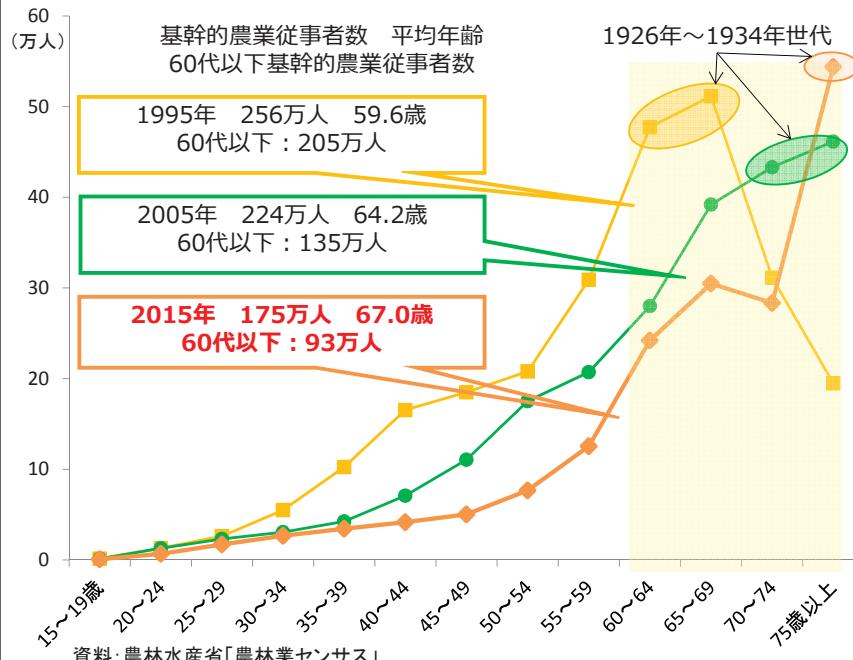
- 人口減少や高齢化に伴い、国内の市場規模は減少の可能性。一方、世界の農産物マーケットは拡大する可能性。
- 国内外のマーケットの変化にかんがみれば、農林水産業の国際競争力を強化し、輸出産業への成長を目指した強い農林水産業の構築が急務。



21

農業労働力の見通し

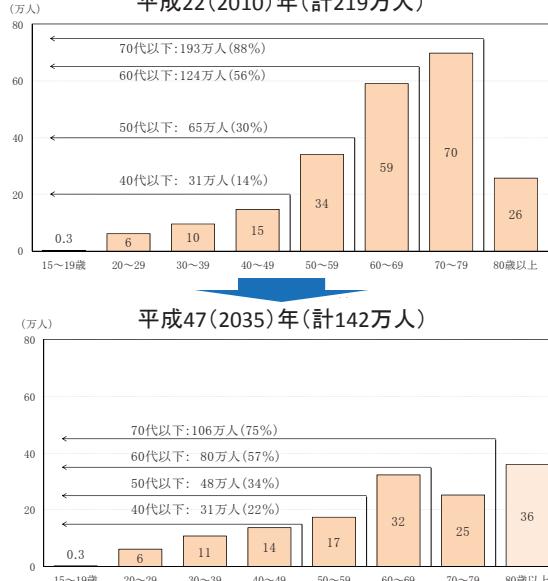
- 基幹的農業従事者の高齢化が進み、現在、平均年齢は67歳。
- 今後、昭和一桁世代のリタイヤや若い人材の他産業との獲得競争の激化等により、農業就業者数及び基幹的農業従事者数は大幅に減少する見込み。



基幹的農業従事者: ふだん仕事として主に自営農業に従事した者。(家事や育児が主体の主婦や学生等は含まない。)

農業就業者: 基幹的農業従事者及び雇用者(常雇い)

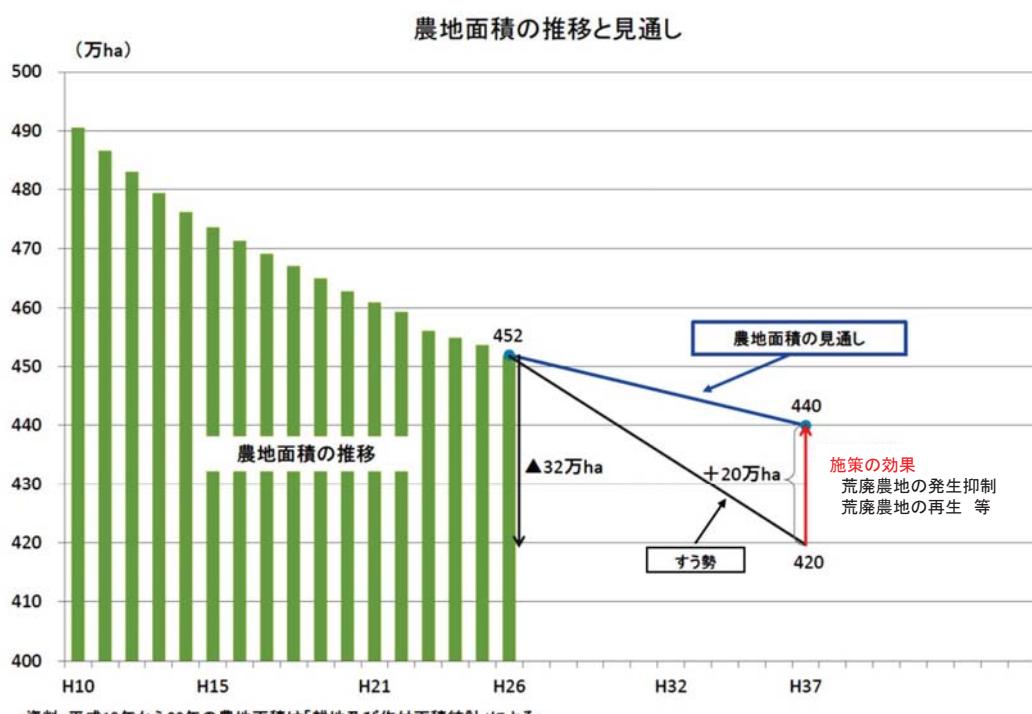
○ 農業就業者数の試算



22

農地面積の見通し

- 農地面積は、2025年（平成37年）に440万haまで減少する見通し。



23

安倍内閣の農林水産政策の改革の全体像

農林水産業・地域の活力創造プラン

(H25.12決定、H26.6改訂、H28.11改訂、H29.12改訂、H30.6改訂)

農林水産業の成長産業化と農林漁業者の所得向上を実現するための
農林水産政策改革のグランドデザイン

未来投資戦略 KPI

需要フロンティアの拡大

- 農林水産物・食品の輸出促進
- 食の安全と消費者の信頼の確保

・2019年に農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成する

バリューチェーンの構築

- 6次産業化の推進
- I C T等を活用したスマート農業の推進
- 知的財産の総合的な活用

・2020年に6次産業化の市場規模を10兆円とする
・2020年までに、酪農についての6次産業化の取組件数を500件にする
・2025年までに、担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践
・2020年までに、は場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを実現

生産現場の強化

- 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化
- 米政策の見直し
- 日本型直接支払制度
- 農協改革、農業委員会改革の推進
- 農業競争力強化プログラム
 - 生産資材価格の引下げ
 - 流通・加工構造の改革
 - 収入保険制度の導入
 - 土地改良制度の見直し 等

・2023年までに、全農地面積の8割が担い手によって利用される
・2023年までに、法人経営体数を2010年比4倍にする
・2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコストを2011年全国平均比4割削減する
・2025年までに、担い手の飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により2013年全国平均比2倍に向上させる

多面的機能の維持・発揮

- 農泊の推進
- 鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進

・2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を倍増させる (2015年: 2,500億円 ⇒ 2028年: 5,000億円)

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

- 新たな森林管理システムの構築と木材の生産流通構造改革

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

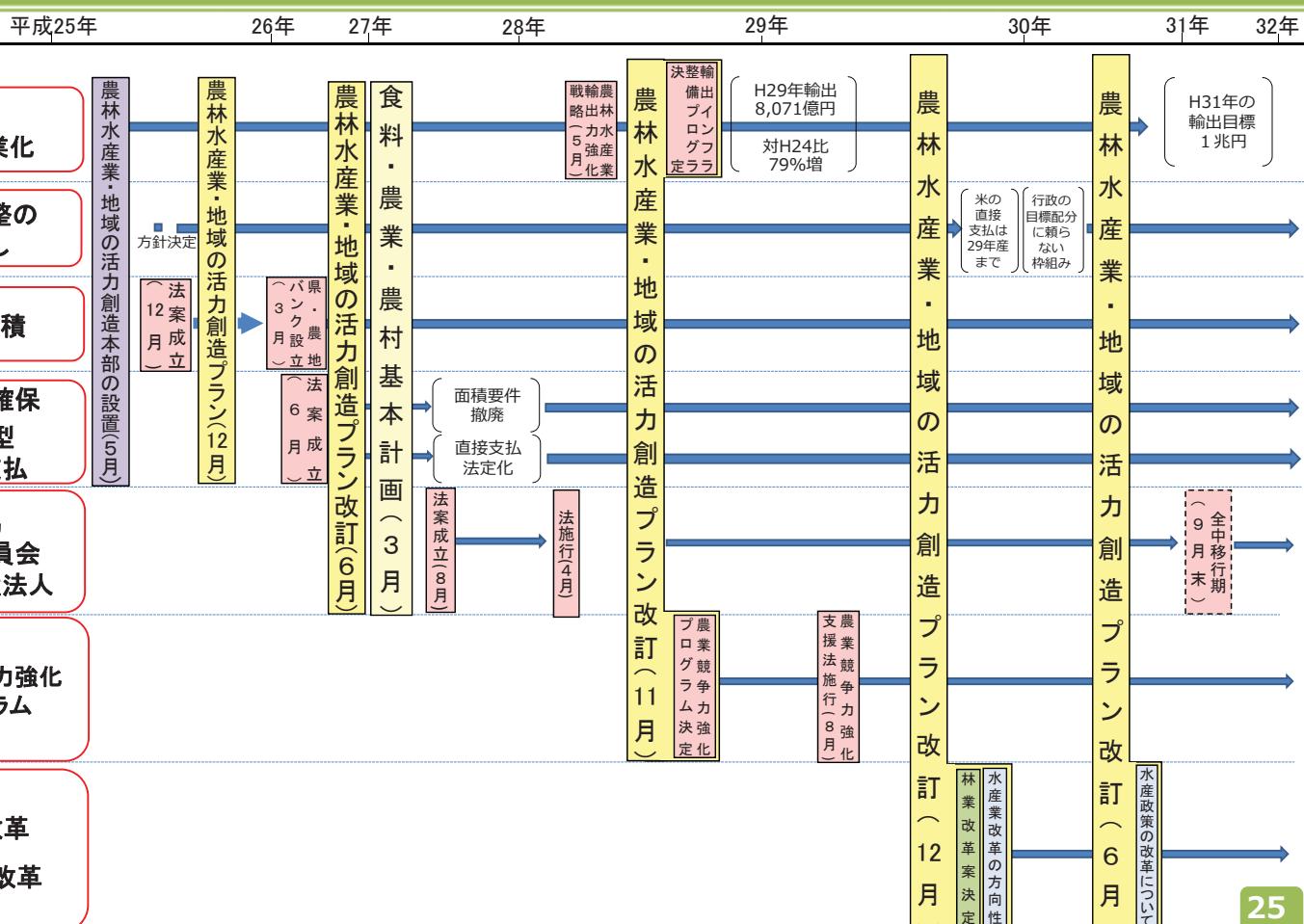
- 適切な資源管理と、生産体制の強化・構造改革の推進

東日本大震災からの復旧・復興

強くて豊かな農林水産業と美しく活力ある農山漁村を実現

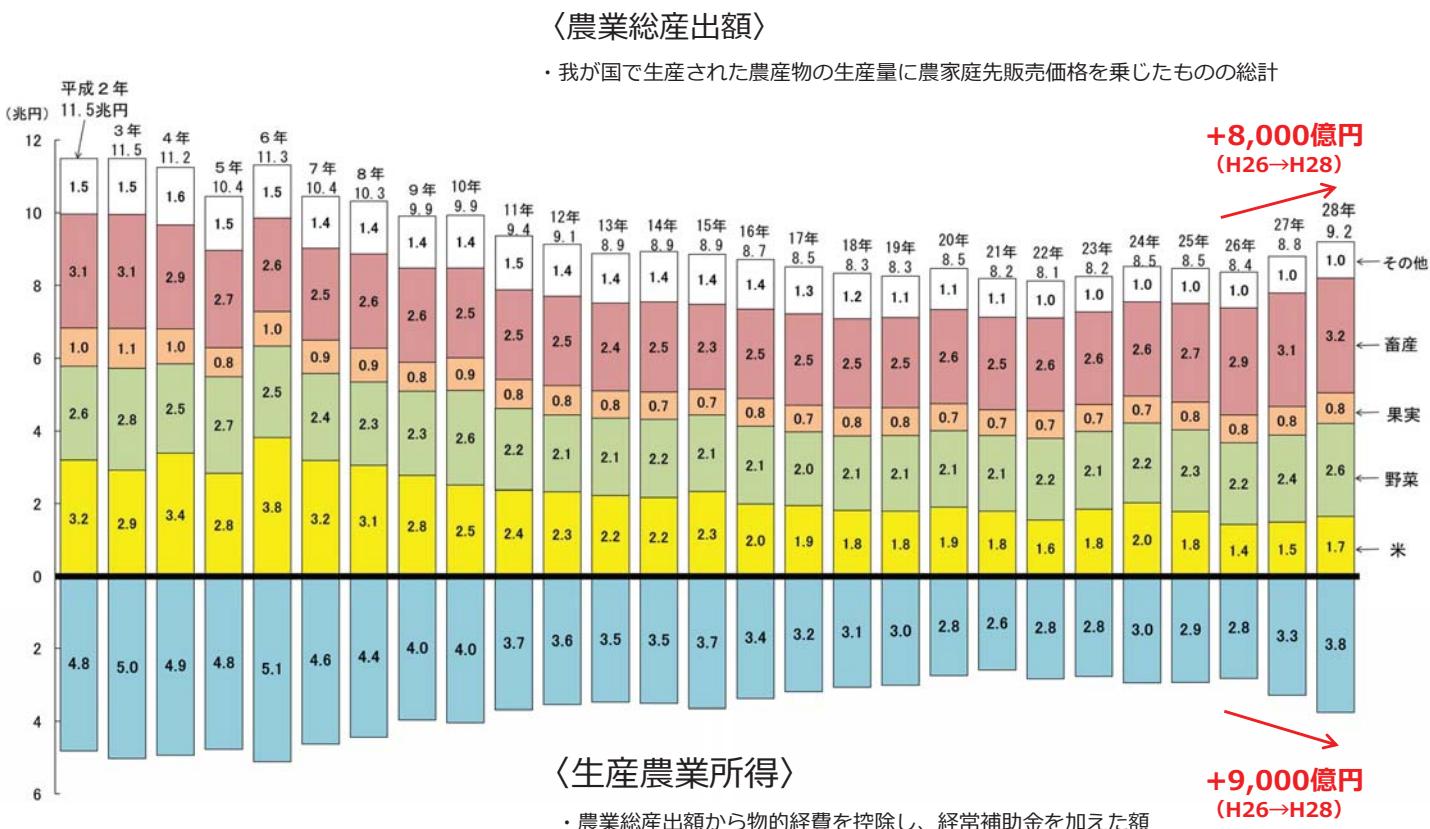
24

安倍内閣の農林水産政策の改革の歩み



25

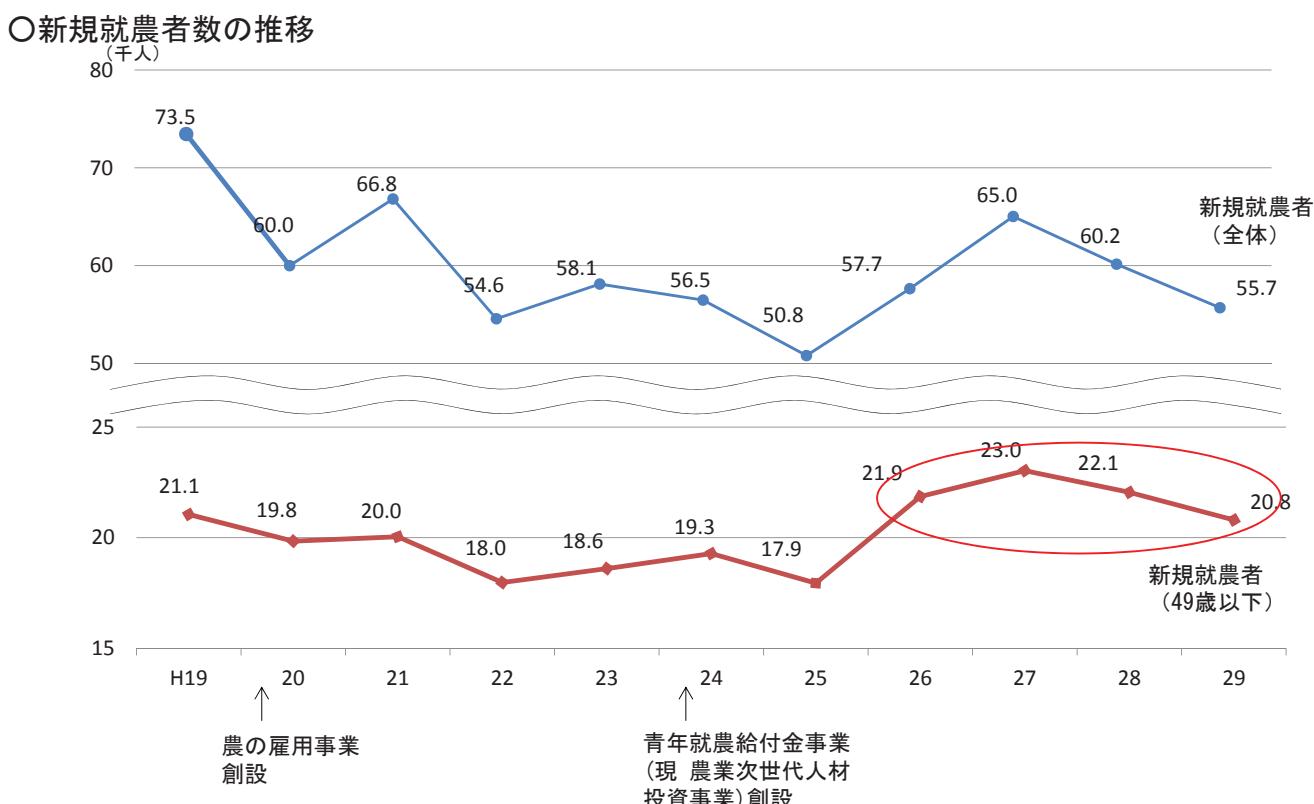
農業総産出額と生産農業所得の推移



26

新規就農者数の推移

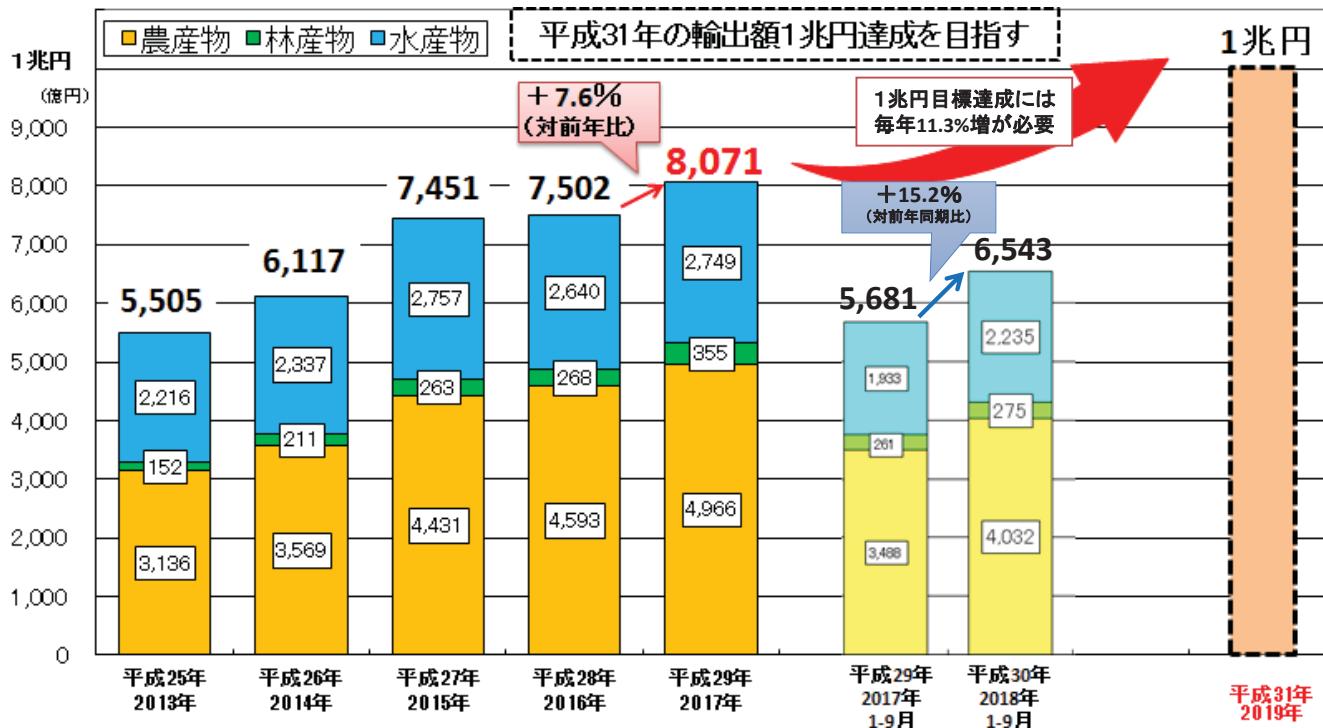
- 世代間のバランスのとれた農業就業構造の実現に向けて、青年層の就業者の増加が喫緊の課題。
- 49歳以下の新規就農者数は、2万760人（平成29年）で、平成26年から4年連続で2万人超。



27

農林水産物・食品の輸出額の推移

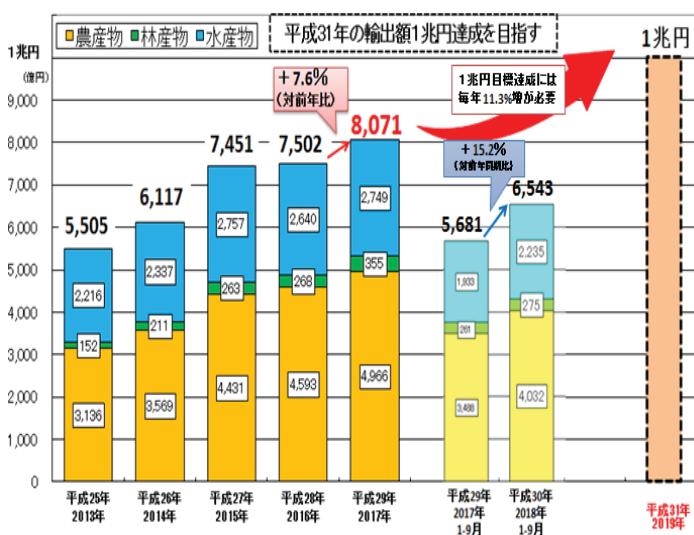
- 我が国の農林水産物・食品の輸出額は平成25年から5年連続で増加し、平成29年輸出実績は8,071億円。
- 平成30年1-9期の輸出実績は、6,543億円で対前年同期比15.2%の増加。



28

農林水産業の輸出力の強化

- 我が国の農林水産物・食品の輸出額は平成25年から5年連続で増加し、平成29年輸出実績は8,071億円。
- 平成31年の輸出額1兆円目標の達成に向け、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月策定）や、「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」（平成28年11月策定）に掲げた施策を着実に実施。



農林水産物・食品の輸出力強化戦略（平成28年5月）

- 民間の意欲的な取組への支援
 - 市場を知る、市場を耕す（ニーズの把握・需要の掘り起こし）
 - 農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ（販路開拓、供給面の対応）
 - 生産物を海外に運ぶ、海外で売る（物流）
 - 輸出の手間を省く、障壁を下げる（輸出環境の整備）
 - 戦略を確実に実行する（推進体制）

- 意欲ある農林漁業者や食品事業者へのメッセージ
 - ・国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略
 - ・品目別の輸出力強化に向けた対応方向

農林水産物輸出インフラ整備プログラム（平成28年11月）

- ハード面のインフラ整備
 - ・検疫・食品規制等への対応等を重視し、施設整備等を実施
 - ・当面の具体的な整備案件41施設中、今年度末までに17施設が稼働。また、5施設が一部稼働（平成30年3月末時点）。
- ソフト面のインフラ整備
 - ・事業者等へのサポート体制の整備
 - ・制度・手続面の整備・改善

29

更なる輸出拡大の課題と今後の対応方向

更なる輸出拡大の課題

対応方向

<グローバルニーズに最適化できていない>

海外バイヤーから「海外からの引き合いの強い品目があるものの、産地の対応が十分ではない」等の意見があり、グローバルマーケットに合わせた生産・流通が必要。

<生産現場での輸出に関する情報不足>

「海外の規制や国の支援策など必要な情報が十分届いていない」等の声が、生産者から多く挙げられ、情報共有に課題。

<生産者同士が連携できていない>

一部の海外マーケットでは、日本産同士で競争になり、高品質なものでも価格下落の傾向があるなど、互いに連携できていない。

グローバル・ファーマーズ・プロジェクト

必要な人に必要な支援を届けるための“コミュニティ”的形成

- すでに輸出に取り組んでいる生産者や、これから取り組もうとする生産者を「グローバル・ファーマーズ」として登録し、「コミュニティ」を組織するとともに、政府の支援策等について必要な情報を提供する。

“グローバル産地”的形成支援

- 海外の買い手が欲しいものを、欲しい量だけ、欲しい時期に輸出する「グローバル産地」の形成を支援するため、海外のニーズや規制に対応した生産・加工体制の構築、米の価格競争力強化や高付加価値生産の推進、輸出ポテンシャルの高い木材製品の輸出拡大等を実施する。

“365日輸出エキスポ”的実現

- 海外市場のニーズに合わせて、生産者、商社、流通業者が、常時、輸出の実現に向けたマッチングができる環境を整備する。

新たなマーケットでの日本ブランド定着

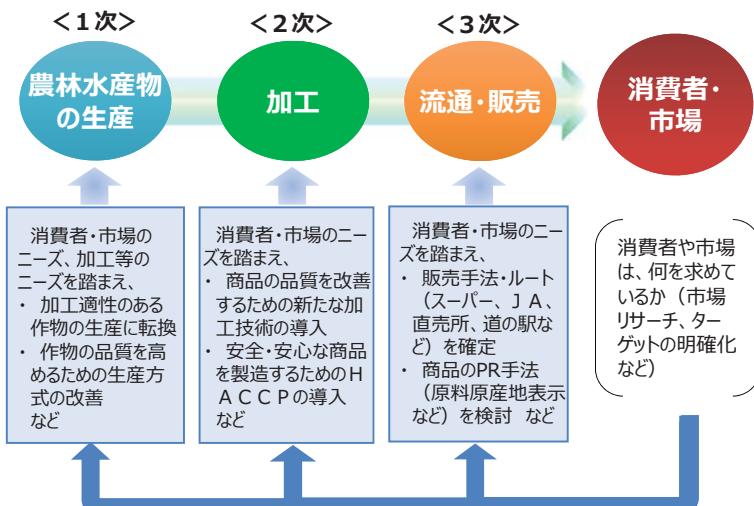
- 日本ブランドを確立するため、日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)において、ターゲットを明確にした戦略的な日本産品のマーケティングを継続・強化する。

30

6次産業化の推進

- 6次産業化は、「1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す」取組
- 加工・直売分野では、地域の6次産業化等に関する戦略の策定や地域ぐるみの6次産業化の取組を着実に進めるとともに、意欲ある農林漁業者等に対し、取組の発展段階に応じた明確な支援メニューを準備

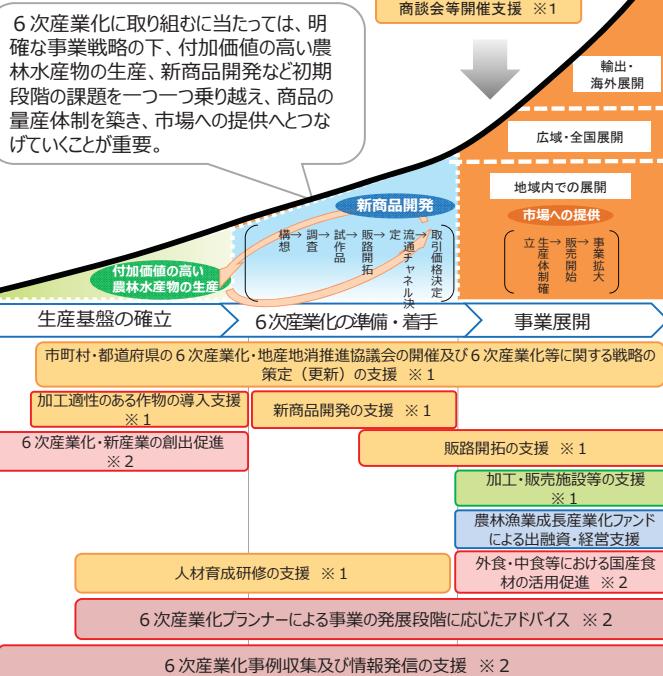
○顧客ニーズを踏まえたバリューチェーンの構築



6次産業化の市場規模

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
4.7兆円	5.1兆円	5.5兆円	6.3兆円

○6次産業化の推進体制



※1 食料産業・6次産業化交付金

※2 6次産業化サポート事業

31

米政策改革について

＜米政策改革の方向＞

○ 行政による生産数量目標の配分を廃止

行政による生産数量目標の配分は、平成30年産から廃止し、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える環境を整備

➡ 生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を推進



(環境整備)

- ・現在国が提供している全国ベースの主食用米の需給情報に加え、よりきめ細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報を提供
- ・中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進 等



生産者が、需要をみながら、どのような米を、いくら作るかなど、生産する量や作付方針を自ら決められるようことで、生産者の経営の自由度を拡大



○「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月 農林水産業・地域の活力創造本部決定）

平成30年産から、米の直接支払交付金や行政による生産数量目標の配分を廃止し、生産者自らマーケットの動向を見ながら需要に応じた生産・販売ができるようにしていくことを決定。

○「未来投資戦略2017」（平成29年6月閣議決定）でも着実な実行を明記。

＜制度内容＞

戸別所得補償制度として平成22年度から導入

◆米の直接支払交付金

- ・全ての販売農家を対象に、米もコスト割れしているとして補填。(10a当たり1.5万円)

➡ 平成30年産から廃止

担い手経営安定法に基づき平成19年度から導入

◆畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

- ・諸外国との生産条件格差から生ずる不利（コスト割れ）を補填。（麦、大豆等の畑作物が対象）

◆米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

- ・生産者の抛出を伴うセーフティーネットとして、収入の減少の影響を緩和（基準収入から下がった分の9割を補填）。

➡ 平成30年産以降も継続して実施

◆水田活用の直接支払交付金

- ・水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付

➡ 平成30年産以降も継続して実施

32

米の相対取引価格の推移

- 米政策改革の着実な実行に向け、飼料用米、麦、大豆などの本作化や地域の特色ある產品の産地づくりに向けた取組を支援し、水田のフル活用を実施。
- 米の相対取引価格の年産平均価格は、平成26年産から4年連続で上昇。平成27年産から29年産まで3年連続で超過作付が解消。30年産の価格は、26年産と比べて3,700円以上高い15,763円／60kgとなった。

○ 水田活用の直接支払交付金単価（平成30年度予算）

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円／10a
WCS用稻	8.0万円／10a
加工用米	2.0万円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ 5.5～10.5万円／10a

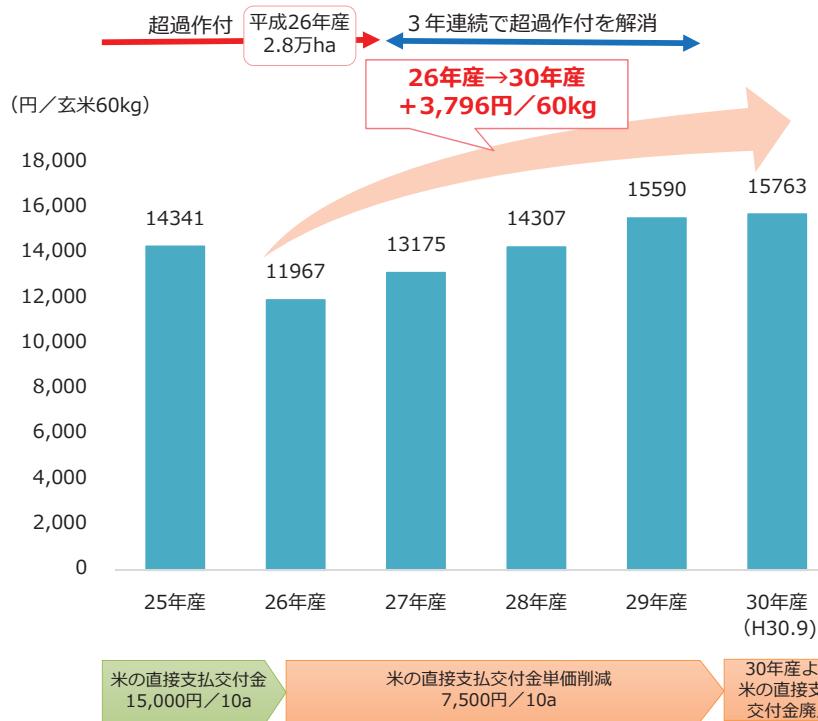
産地交付金

- ・地域の裁量で活用可能な産地交付金により、産地づくりに向けた取組を支援。
- ・また、取組に応じた配分を都道府県に対して行う。

対象作物	取組内容	配分単価
飼料用米、 米粉用米	多収品種への取組	1.2万円／10a
加工用米	複数年契約（3年間） の取組 ※継続分	1.2万円／10a
そば、 なたね	作付の取組 ※基幹作のみ	2.0万円／10a

- ・上記のほか、以下の取組に応じて都道府県に配分。
①転換作物拡大（1.0万円／10a）②コメの新市場開拓（2.0万円／10a）③畑地化（10.5万円／10a）

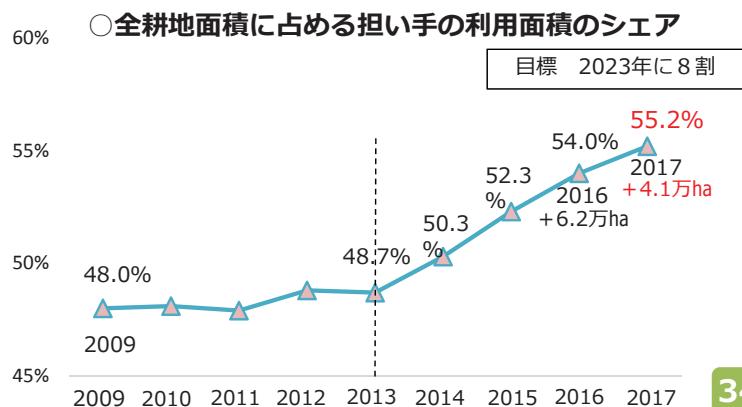
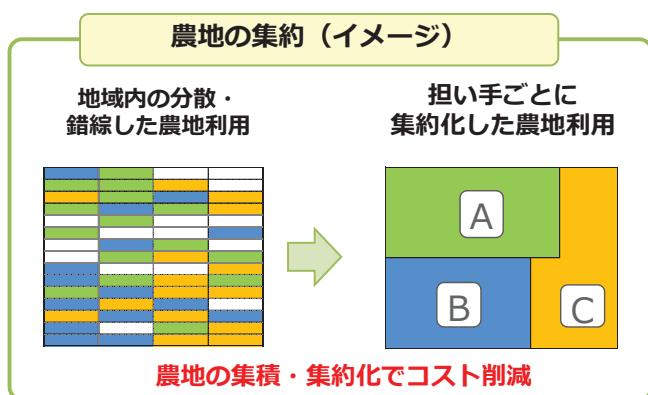
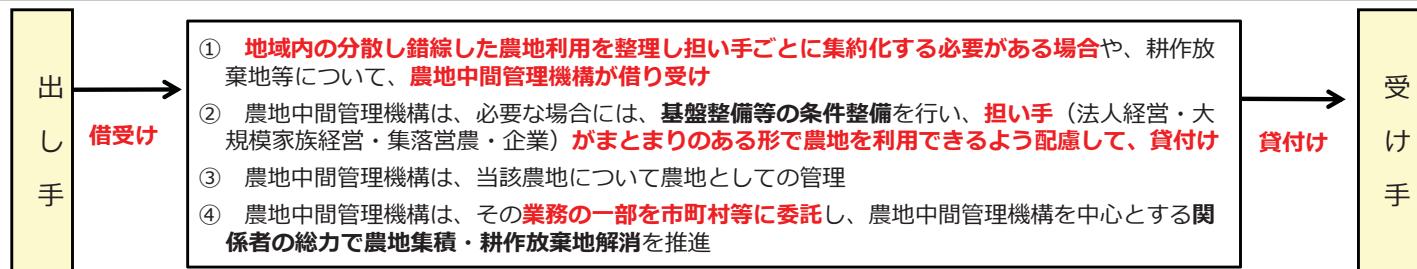
○ 相対取引価格の推移（税込）（全銘柄年産平均価格）



33

農地中間管理機構による農地の集積・集約化

- 2023年までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現に向けて、更なる加速化が必要。
- このため、昨年度の土地改良法改正により創設された農家負担のない農地整備事業や、先の通常国会での基盤法改正により措置された所有者不明農地対策など、農地中間管理機構に関連して創設された制度の本格的な活用を進める。
- また、機構法の施行(平成26年3月1日)から5年後見直しの検討の中で、
 - ① 煩雑で時間が掛かると言われている機構の手続の見直し
 - ② 機構以外の農地集積手法の見直し
 等を進める。



34

日本型直接支払制度

- 農業・農村は、国土保全、水源涵養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受。一方、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況。
- このため、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押し。

多面的機能支払

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し



【支援対象】

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援



【支援対象】

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

◎単価表 (単位: 円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 <共同活動>	③資源向上支払 <長寿命化>	①農地維持支払	②資源向上支払 <共同活動>	③資源向上支払 <長寿命化>
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

【農地・水路保全管理支払を含め5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用】

※②は、①と併せて取り組むことが必要

※①、②と併せて③の長寿命化に取り組む地区は、②に75%単価を適用

中山間地域等直接支払

中山間地域等の条件不利地域の農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続を支援



【主な交付単価】

地目	区分	交付単価円/10a
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500

環境保全型農業直接支払

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

◆全国共通取組

対象取組	交付単価
カバーフロップ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)
堆肥の施用	4,400円/10a
有機農業 (うち、そば等穀類、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)

◆地域特認取組

交付単価: 3,000~8,000円/10a

(取組内容や交付単価は、都道府県により異なる)



有機農業

35

農協改革について

農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織
(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)



農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。

地域農協

自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球
できるようとする
【農業者と農協の役職員の徹底した話し合いが大切】

中央会・連合会

地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートする

法制度の骨格

地域農協

- ◎ 農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるよう
にするために
 - 理事の過半数を、原則として、**認定農業者や農産物販売等の
プロ**とすることを求める規定を置く【責任ある経営体制】
 - 農協は、農業者の所得の増大**を目的**とし、的確な事業活動で
利益を上げて、農業者等への還元に充てることを規定
【経営目的の明確化】
 - 農協は、農業者に**事業利用を強制してはならない**ことを規定
【農業者に選ばれる農協】
- ◎ 地域住民へのサービスを提供しやすくするために
 - 地域農協の選択により、組織の一部を**株式会社や生協等に
組織変更**できる規定を置く

法制度の骨格

全国中央会

- 現在の特別認可法人から、**一般社団法人に移行**
- 農協に対する全中監査の義務付けを廃止し、**公認会計士監査を
義務付け**

都道府県中央会

- 現在の特別認可法人から、**農協連合会（自律的な組織）に移行**

全農

- その選択により、**株式会社に組織変更**できる規定を置く

連合会

- 会員農協に**事業利用を強制してはならない**ことを規定する

平成26年6月からの5年間が「農協改革集中推進期間」

36

農協改革のスケジュール

	～平成29年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成33年度
全体	H26. 6 政府・与党取りまとめ策定 H27. 10 J A 全国大会「創造的自己改革」決議 H28. 4 改正農協法施行	4月 年次計画に基づく取組開始（全農）		~5月 農協改革集中推進期間	4月（目途）改正法施行 5年後見直し
理事の構成 〔理事の過半数を原則として認定農業者等とする〕			適用猶予	31年4月以降最初に招集される通常総会	（適用）
中央会制度の見直し 〔平成31年9月末までに組織変更〕	全国中央会 都道府県中央会			10月（※1）一般社団法人 10月（※1）農協連合会	10月（※1）一般社団法人 10月（※1）農協連合会 ※1 9月末までに組織変更
公認会計士監査の導入 〔平成31年度決算から〕		7月 全中から外出した 新監査法人の設立	監査法人の選定 監査報酬の見積徴取	公認会計士監査 ↑ 6月総会（※2）監査法人を決定	※2 3月決算組合の場合
准組合員利用規制		准組合員の事業利用の状況調査		～H33.3	4月～規制の在り方検討

37

生産資材、流通構造改革について

農業資材の業界構造

食品流通をとりまく情勢

業界構造等	
肥料	過剰供給構造による低生産性 (メーカーの乱立、多品種少量生産)
農業機械	寡占状態による競争性欠如 (国内大手数社がシェアの大半を占め、輸入も大手数社が独占)
配合飼料	過剰供給構造による低生産性 (メーカーの乱立、多品種少量生産)

- 生活様式の変化等による消費者ニーズの変化
- コンビニやネット通販など販売チャネルの多様化
- 物流業界における人手不足の深刻化
- 情報通信技術の進歩
- 鮮度・安全性などへの関心の高まり
- 国内人口の縮小⇒海外マーケットの拡大
- 卸売市場にのみ様々な規制、シェアは低下 等

農業競争力強化支援法（2017.8施行）

- 農業資材事業者
- ・生産資材業界の再編
(農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の出資、日本政策金融公庫の融資、中小企業基盤整備機構の債務保証等)
 - ・生産資材に関する法制度、規制等の見直し

- 農業者
- ・流通加工業界の再編
(A-FIVEの出資、日本政策金融公庫の融資、中小企業基盤整備機構の債務保証等)
 - ・流通加工に関する法制度、規制等の見直し

流通・加工事業者



食品流通構造改革法（2018.6成立）

○食品流通の合理化

- ・物流の効率化
- ・情報通信技術等の利用
- ・品質・衛生管理の高度化
- ・国内外の需要への対応

上記に即した取組を進める流通事業者等の計画を国が認定・支援
(A-FIVEの出資、日本政策金融公庫の融資、食品等流通合理化促進機構の債務保証等)

○公正な取引環境の確保

- ・多様化する食品流通の実態を踏まえ認可制から認定期制にすることで、卸売市場に関する法規制を大幅に緩和

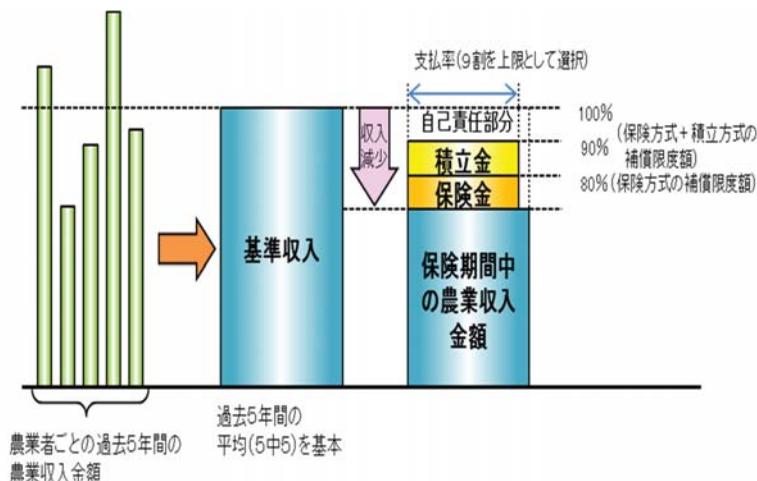
38

収入保険制度の導入について

背景

- 現行の農業災害補償制度については、①自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外、②対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていない等の課題
- 農業の成長産業化を図るため、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る新たな保険制度を創設

収入保険は様々なリスクから農業経営を守ります！！



平成31年1月からスタート

39

土地改良制度の見直し

農用地の利用集積の促進及び 防災・減災対策の強化（平成29年改正）

- 今後、高齢化の進行に伴い、農地中間管理機構への貸付けは増加する見込み。その際、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けないおそれ。
一方、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。
- 國土強靱化基本法を踏まえ、國・地方公共団体の判断による、農業用排水施設の耐震化事業の迅速な実施が求められている状況。
土地改良施設の突発事故が年々増加。

土地改良区の在り方（平成30年改正）

- 組合員の高齢化による離農や農地集積の進展に伴い、土地改良区の中で土地持ち非農家が増加し、土地改良施設の維持管理や更新等が適切に行えなくなるおそれ。耕作者の意見が適切に反映される事業運営体制に移行していくことが必要。
- 組合員数や職員数の減少により、土地改良区の業務執行体制が脆弱化する中で、適正な事業運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化が必要。

以下の措置を内容とする改正土地改良法が平成29年9月に施行。

1. 農用地の利用の集積の促進に関する措置

- ① 農地中間管理機構と連携した新事業の創設

2. 防災及び減災対策の強化に関する措置

- ① ため池等の耐震化事業に係る新たな仕組みの創設
- ② 突発事故対応事業に係る新たな仕組みの創設
- ③ 除塩事業の創設

3. 事業実施手続の合理化に関する措置

- ① 申請人数要件の廃止
- ② 同意徴集手続の簡素化の範囲の拡大
- ③ 共有地に係る代表制の導入

以下の措置を内容とする改正土地改良法が平成30年6月に成立。
平成31年4月に施行。

1. 土地改良区の組合員資格に関する措置

- ① 資格交替手続の円滑化
- ② 准組合員制度の創設
- ③ 理事の資格要件の見直し
- ④ 利水調整のルール化
- ⑤ 土地改良施設の管理への参加

2. 土地改良区の体制の改善に関する措置

- ① 総代会制度の見直し
- ② 土地改良区連合の業務の拡充
- ③ 貸借対照表等の決算関係書類の作成・公表
- ④ 員外監事の導入

40

最先端技術をフル活用した「スマート農業」の実現

背景

- センサーデータやビッグデータ解析など先端技術の積極的な活用により、農業の現場に画期的なイノベーションが生じ、生産コストの大幅な削減や農産物の高付加価値化が促進されることにより、飛躍的な生産性の向上が期待される。
- また、農業の現場においては、農業者の減少・高齢化の進行等により労働力不足が深刻な問題。ロボット技術やAI等の活用により農作業の省力化・自動化や、熟練者のノウハウを見える化による次世代への継承といった課題への取組は急務。
- 我が国は、スマート農業に関連した技術が数多く開発されており、要素技術の特許出願件数は世界トップクラス。

栽培管理ノウハウ

- **センサーデータ**（施設・機械・ドローンなど）と**ビッグデータ解析**（気象データ、生育データ、市況データなど）により、**最適の栽培管理**（水管理・収穫時期など）を決定。



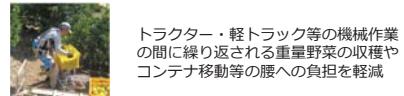
ICTで機械に作業指示

作業ノウハウ

- **AI等**により、熟練農業者の**ノウハウを形式知化**。



- ロボットにより、人の作業を省力化。



トラクター・軽トラック等の機械作業の間に繰り返される重量野菜の収穫やコンテナ移動等の腰への負担を軽減

作業

ロボット技術等による

- ・無人機械（ロボットトラクター、収穫ロボットなど）
- ・作業者の能力向上
- ・労力軽減機械（アシストスーツなど）

機械に組み込む

容易にノウハウ習得

ロボットによる作業のサポート



41

スマート農業実現のための先端技術の開発や実証、実装

研究開発

技術実証

現場への普及

先端技術を生産から出荷まで
一貫した体系として導入することや、経営分析等を実施

耕耘・整地

移植

管理

収穫

水田作



自動走行トラクター



自動運転田植機



ほ場水管理システム



ドローンを活用した適期収穫

露地野菜



高速局所施肥機



セル成形苗移植機



ドローンを活用した生育・病害虫モニタリング



重量野菜の自動収穫機

飼料生産・放牧管理

子牛生産・飼育管理

搾乳

酪農



親子放牧遠隔監視システム



遠隔監視による発情・分娩検知



センシングとAIによる疾病予測



自動哺乳システム



自動搾乳ロボット

42

農泊推進対策

○「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上で重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要。

「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成28年11月29日改訂）」において、**平成32年までに「持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を500地区創設」と位置付け。**

○「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、国内外へのPR等を実施。

平成29年度は205地区に対し支援を実施。平成30年度は、既に107地区を採択し、今後追加募集を行い、計画的に支援を実施。

農泊推進事業（ソフト対策）	施設整備事業（ハード対策）
<p>○事業概要</p> <p>農泊ビジネスの現場実施体制の構築及び地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組や取組地域への専門人材の派遣等を支援</p>	<p>○事業概要</p> <p>古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、活性化計画に基づき「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、「農泊」を推進するために必要な施設の整備を支援</p>
広域ネットワーク推進事業	
<p>○事業概要</p> <p>国内外の旅行者や旅行事業者等に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信する取組や料理人とのマッチングなどを支援</p>	

43

鳥獣被害対策とジビエの利活用

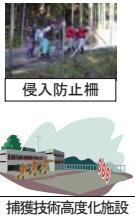
- 野生鳥獣による農作物被害額は、近年、200億円前後で推移。鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壤流出、希少植物の食害、車両との衝突事故等の被害ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。
- 捕獲鳥獣は専ら埋設、焼却によって廃棄処理されており、食肉利用は1割程度。ジビエ等への利活用推進にあたっては、捕獲・処理加工・供給・消費の各段階において、利活用推進に必要な取組や課題を共有し、関係者が一体となって取り組むことが必要。

鳥獣被害防止対策支援事業

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援。

ハード対策

- 侵入防止柵等の被害防止施設※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- 処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設(射撃場)



ジビエ倍増モデル整備事業

- ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、**捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区（処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保）**を整備。（全国から17地区を選定）
- さらに、全国的な需要拡大のため、プロモーション等の取組を支援。

事業内容

- 中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車(ジビエカー)、保冷車等の整備
- コンソーシアム※の運営 ※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織
- ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組（人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等）
- ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化(実証) 等への支援

ソフト対策

- 鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動
- 捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証
- 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組
- 捕獲活動経費の直接支援
- 鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修 等

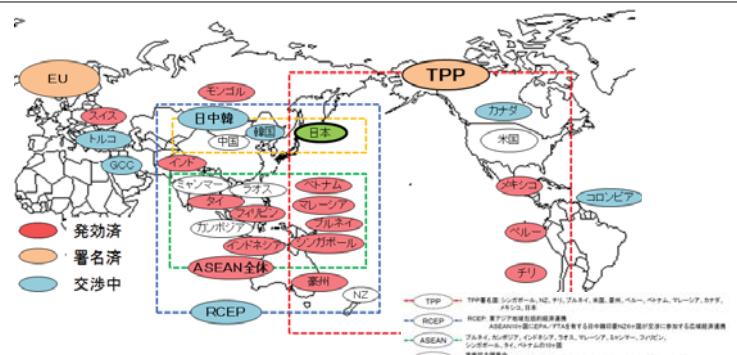


44

TPP協定、日EU・EPAの合意内容

近年の主な動き

- 2015年 1月 日豪EPA発効
- 10月 TPP協定大筋合意
- 2016年 1月 TPP12国内手続完了
- 2017年 1月 米国のTPP離脱
- 7月 日EU・EPA大枠合意
- 11月 TPP11協定大筋合意
- 12月 日EU・EPA交渉妥結
- 2018年 7月 TPP11国内手続完了



TPP協定の主な合意内容

- <米>
 - ・国家貿易制度や枠外税率を維持
 - ・米国・豪州に対して、SBS方式の国別枠を設定
 - 米国：5万実t（当初3年維持）→7万実t（13年目以降）
 - 豪州：0.6万実t（当初3年維持）→0.84万実t（13年目以降）
- <粗糖・精製糖>
 - ・現行の糖価調整制度を維持
- <牛肉>
 - ・16年目に最終税率を9%とし、関税撤廃を回避
 - ・長期の関税削減期間や輸入急増に対するセーフガードを措置
- <豚肉>
 - ・差額関税制度を維持
 - ・10年目までという長期の関税削減期間を確保（従量税：482円/kg→50円/kg 従価税：4.3%→撤廃）
 - ・11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置
- <脱脂粉乳・バター>
 - ・枠外税率の関税削減・撤廃は行わず、現行の国家貿易制度を維持するとともに、最近の追加輸入量の範囲内でTPP枠を設定

日EU・EPAの主な合意内容

- <米>
 - ・関税削減・撤廃等からの「除外」を確保
- <麦>
 - ・国家貿易制度や枠外税率を維持
 - ・ごく数量の関税割当枠を設定（小麦200t→270t（7年目） 大麦：30t）
- <牛肉・豚肉>
 - ・TPP協定と同様の合意内容
- <チーズ>
 - ・ソフト系チーズについて、横断的な関税割当とし、枠数量は、国内消費の動向を考慮して設定（2万トン（初年度）→3万1千t（16年目））
 - ・熟成ハード系チーズ等について、長期の関税撤廃期間を確保
- <パスタ、チョコレート菓子等の加工品>
 - ・長期の関税撤廃期間を確保（パスタ、チョコレート菓子、キャンディーは11年目、ビスケットは6~11年目に撤廃）
- <林産物>
 - ・構造用集成材、SPF製材等について、長期の関税撤廃期間を確保（8年目に無税）

45

農林水産分野における TPP、日EU・EPA対策

総合的な TPP 等関連政策大綱（平成29年11月24日改訂）

農林漁業者の不安を受け止め、安心して再生産に取り組めるよう、万全の対策を実施

体质強化対策（強い農林水産業の構築）

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

- ・担い手の農業用機械・施設の導入を支援
- ・農地の大区画化や排水対策と省力化のための整備を一体的に推進
- ・中山間地域における水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

- ・高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を総合的に支援
- ・水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

- ・地域の収益性向上等に必要な機械導入、施設整備、家畜導入を支援
- ・収穫作業等の受託や大型機械化体系に対応した草地整備を推進
- ・和牛受精卵・性別別精液の活用、種豚の生産性向上に資する施設の導入等を支援
- ・酪農家によるチーズ向け生乳の高品質化、チーズ工房等による生産性向上と品質向上、ブランド化を支援

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

- ・TPP参加国でのPR強化による需要拡大、きめ細かく各品目の輸出の課題に対応するための品目別対策
- ・輸出の拡大に必要な食肉処理施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援

○合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化

- ・効率的な林業経営が実現できる地域への路網整備、高性能林業機械の導入等の集中的な実施
- ・工場間連携や他品目への転換を促進するための加工・流通施設の整備等

<参考：TPP等対策予算>

平成29年補正予算
3,170億円

(平成27年補正予算3,122億円
平成28年補正予算3,453億円)

経営安定対策（経営安定・安定供給のための備え）※

<米>

- ・国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ

<麦>

- ・小麦のマークアップの実質的撤廃・引下げ

<牛肉・豚肉>

- ・牛・豚マルキンの法制化と補填率の引上げ（8割→9割）

<甘味資源作物>

- ・糖調整品を調整金の対象に追加

<乳製品>

- ・液状乳製品を対象に追加し補給金単価を一本化した補給金制度について、単価を適切に見直し

※経営安定対策については、協定の発効に合わせて実施　※※下線部分は、日EU・EPAを念頭に置いて追加した対策